

未来へ続く
笑顔あふれるまち



第6次美深町総合計画

令和3年度 ▶ 令和12年度

「未来へ続く笑顔あふれるまち美深」

実現のために



明治から大正、昭和、平成そして令和へと時代が移り行く中、先人たちがこれまで築いてきた美深町の礎を基に、「このまちに住んで良かった、これからも住みたい」と思えるまちを目指し町政を進めてまいりました。

一方で、人口減少と少子高齢化の加速度的な進行、国際化や高度情報化の進展、価値観の多様化、環境保全意識の高まり、産業構造の変化など、社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

今後も、本町を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されますが、まちの持続的な発展を目指すためには、社会情勢や地域の現状を的確に捉え、地域の特性を最大限にいかした特色あるまちづくりを進めていく必要があります。

第6次美深町総合計画は、まちの将来像を「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」と定め、美しい自然環境と豊かな資源をいかした産業の振興、特色ある教育の展開、安心して暮らすための福祉の充実と社会基盤の整備など、今後10年間のまちづくりを進めるための施策を総合的に取りまとめたものです。

計画の推進にあたりましては、諸情勢の変化に対応できる柔軟な行政運営に努めるとともに、各種施策を計画的・効果的に進めるため、町民と行政、関係機関が一体となってまちづくりを進める必要があります。皆さまの一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、ご審議いただきました総合計画策定審議会、町議会をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

美深町長 山口信夫

第6次美深町総合計画

令和3年度▶令和12年度

目次

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の意義	1
第2節 総合計画の構成と計画期間	2
第2章 まちの概要	3
第1節 まちの概況	3
第2節 人口の動向	4
第3章 これからのまちづくりに向けて	5
第1節 まちづくりにいかすべき特性	5
第2節 社会情勢とまちづくりの課題	7

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像	9
第1節 まちの将来像	9
第2節 将来像実現のための基本目標	10
第3節 将来人口	13
第2章 施策の大綱	14
第1節 人と自然が調和する快適で安全なまち	14
第2節 地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち	15
第3節 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち	16
第4節 健やかに安心して暮らせるまち	17
第5節 みんなでつくる自立したまち	18

第3部 基本計画

第1章 人と自然が調和する快適で安全なまち	20
第1節 環境保全・環境衛生の推進	20
第2節 道路・交通網等の整備	24
第3節 住宅の整備	26
第4節 土地の有効活用	27
第5節 消防体制の充実	29
第6節 防災体制の充実	31
第7節 交通安全・防犯対策の推進	33
第8節 情報化の推進	35
第9節 消費生活対策の推進	37
第2章 地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち	38
第1節 農業の振興	38
第2節 林業の振興	42
第3節 商工業の振興	45
第4節 観光の振興	47
第5節 新たな産業の振興	49
第6節 就労対策・勤労者福祉の充実	50
第3章 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち	52
第1節 幼児教育の充実	52
第2節 学校教育の充実	54
第3節 社会教育の充実	57
第4節 芸術・文化活動の推進	59
第5節 スポーツ活動の推進	62
第4章 健やかに安心して暮らせるまち	64
第1節 健康づくり・医療の充実	64
第2節 子育て環境の充実	66
第3節 高齢者支援の充実	68
第4節 障がい者支援の充実	70
第5節 地域福祉の充実	72
第6節 社会保障の充実	74
第5章 みんなでつくる自立したまち	76
第1節 住民参画のまちづくりの推進	76
第2節 関係人口の創出	78
第3節 行政経営の充実	80
第6章 財政計画	82
第7章 SDGsの推進	85
資料編	91



町の花／ツツジ



町の木／エゾマツ

美深町民憲章

私たちは、天塩川流域にひろがる沃野と広大な森林に囲まれた美深の町民です。

この美しく豊かな郷土を、風雪に耐えぬいて開拓した先人のたくましい心を受け継ぎ、更に試練を越えて未来に発展する美深町をめざし、この憲章を定めます。

1. 知性をみがき、健康であかるい家庭と情緒ゆたかな人格の形成につとめます。
1. きまりを守り、いたわりの心もち、力を合わせて社会人としての務めをはたします。
1. きびしい自然を克服して産業をさかんにし、文化のかおり高い町をつくります。

昭和53年10月5日制定

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

総合計画は、まちづくりを総合的、計画的に進めていくための基本的な指針となるもので、町の計画の中で最も上位に位置づけられる計画です。

平成23年度を初年度とする第5次美深町総合計画では、「みんなで築く 輝くまち 美深」を将来像に、5つの基本目標を掲げ、各種施策を推進してきました。

この間も、人口減少と少子高齢化の進展、地方創生の推進、安全・安心や環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化し続けています。こうした変化に対応し、本町がこれからも持続的に安定したまちをつくらせていくためには、これまで以上に住民と行政が連携しながらまちづくりを進めなければなりません。

次代に誇りを持って引き継ぐ美深町をつくりあげていくため、今後のまちづくりの方向とその実現のための基本目標を示す新たな指針として、ここに「第6次美深町総合計画」を策定します。

[美深町総合計画の経過]

■美深町総合計画の経過

第1次美深町総合計画	昭和46年度から昭和55年度まで
第2次美深町総合計画	昭和56年度から平成2年度まで
第3次美深町総合計画	平成3年度から平成12年度まで
第4次美深町総合計画	平成13年度から平成22年度まで
第5次美深町総合計画	平成23年度から令和2年度まで

第2節 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されます。

【計画の構成】

① 基本構想

まちがめざす将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものです。基本構想は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

② 基本計画

基本構想を実現するために取組む主要施策を分野別にわたって定めるものです。基本計画は、社会情勢等を踏まえ5年間とし、中間年の令和7年度には必要に応じて見直します。

③ 実施計画

基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるもので、予算編成の指針となるものです。実施計画は、3年単位で別途策定し、毎年度見直します。

【計画の期間】

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
基本構想	令和3年度～令和12年度（10年間）									
基本計画	令和3年度～令和7年度（5年間）					令和8年度～令和12年度（5年間）				
実施計画	（3年間）			（3年間）			（3年間）			毎年度見直し

第2章 まちの概要

第1節 まちの概況

本町は、明治32年に平喜三郎氏がピウカ原野に開拓の鋤をおろしたことから始まり、大正12年に一級町村制施行により美深町となりました。

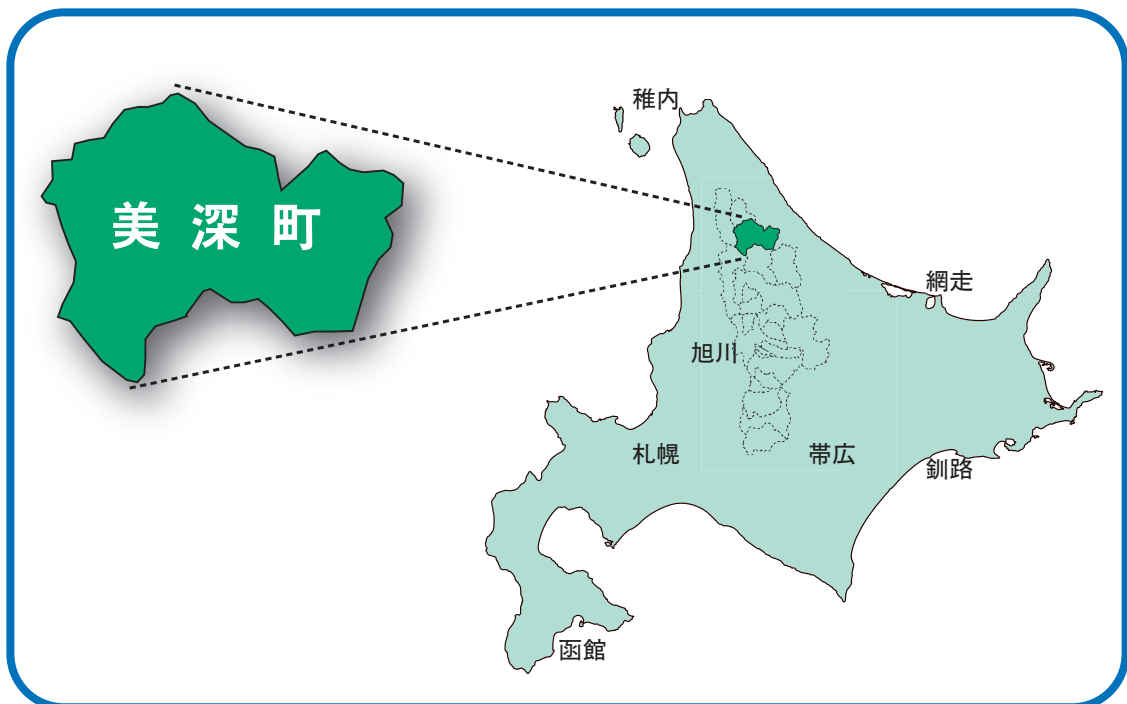
北海道の北部、稚内市と旭川市のほぼ中間に位置し、東は枝幸町、雄武町、西は幌加内町、中川町、南は名寄市、北は音威子府村に隣接する総面積672.09km²のまちです。

地勢をみると、西部に天塩山地、東部に函岳（標高1,129m）を主峰とする北見山地に囲まれた盆地を形成しており、まちの中央部を北海道第二の大河である天塩川が貫流しています。周囲は豊かな自然に恵まれ、総面積の85パーセントが森林で占められており、天塩川に注ぐ10余の大小河川によって、肥沃な大地が広がっています。

気象は、内陸性の気候であり、夏は30度を超える一方で、冬は氷点下30度を下回り、また、積雪量が多いことから特別豪雪地帯に指定されています。

交通網をみると、町内をJR宗谷本線と国道40号及び国道40号名寄美深道路が南北に縦貫し、また、幌加内町を経て札幌市に至る国道275号と雄武町、枝幸町、名寄市などに接続する道道7路線が走り、北・北海道交通網の要衝として重要な役割を担っています。

【美深町の位置】



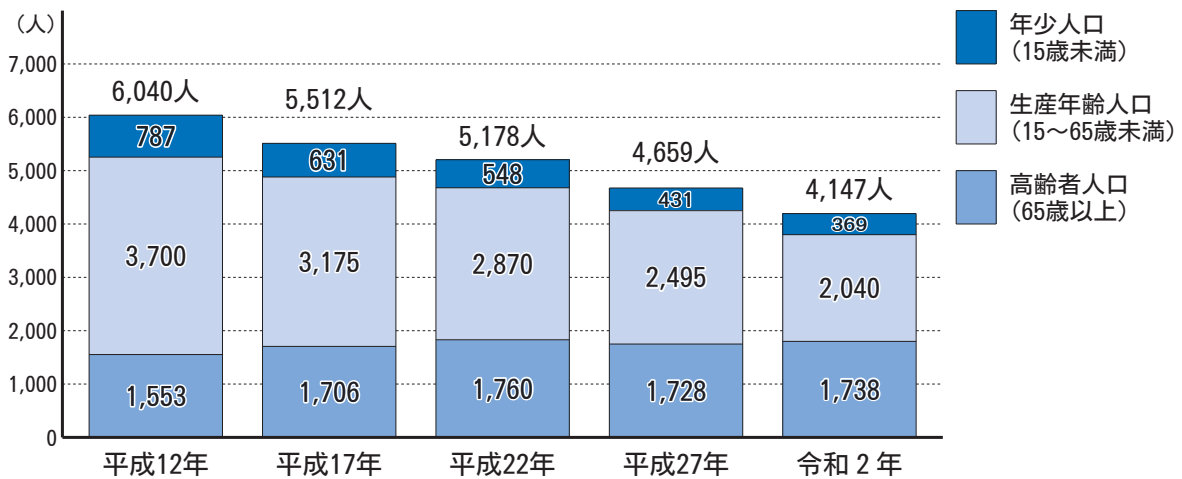
第2節 人口の動向

近年の人口動向を国勢調査でみると、平成12年の6,040人から令和2年には4,147人となり、この20年間で3割程度減少しています。

年齢階層別人口では、令和2年の年少人口(15歳未満)は369人(8.9%)、生産年齢人口(15歳～65歳未満)は2,040人(49.2%)となっており、平成27年と比較すると人数、構成比ともに減少しています。一方、高齢者人口(65歳以上)は1,738人(41.9%)と人数、構成比ともに増加しています。増減率では年少人口と生産年齢人口の減少率が大きく、少子・高齢化が急速に進行しています。

また、世帯の動向をみると、平成27年の2,041世帯から令和2年には1,912世帯に減少し、1世帯あたりの人数も、平成27年の2.28人から令和2年には2.17人まで減少しています。

【人口の動向】



項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年平均増減率 (%)			
							H12-H17	H17-H22	H17-H22	H27-R2
総人口		6,040	5,512	5,178	4,659	4,147	-1.75	-1.21	-2.00	-2.20
年少人口 (15歳未満)		787 (13.0%)	631 (11.4%)	548 (10.6%)	431 (9.3%)	369 (8.9%)	-3.96	-2.63	-4.27	-2.88
生産年齢人口 (15～65歳未満)		3,700 (61.3%)	3,175 (57.6%)	2,870 (55.4%)	2,495 (53.6%)	2,040 (49.2%)	-2.84	-1.92	-2.61	-3.65
高齢者人口 (65歳以上)		1,553 (25.7%)	1,706 (31.0%)	1,760 (34.0%)	1,728 (37.1%)	1,738 (41.9%)	1.97	0.63	-0.36	0.12
世帯数		2,324	2,218	2,194	2,041	1,912	-0.91	-0.22	-1.39	-1.26
1世帯あたり人数		2.60	2.49	2.36	2.28	2.17	-	-	-	-

※数値は国勢調査(令和2年の数値は概数)。令和2年の数値は概数のため、総務省が公表する調査結果等とは相違することがあります。

第3章 これからのまちづくりに向けて

第1節 まちづくりにいかすべき特性

これまで育まれてきた地域の特性を最大限にいかして、みんなが美深町を誇りに思い、住みたいと思えるまちを目指します。

特性1

水と緑の美しい自然環境

豊かな森林と北海道遺産「天塩川」、日本最北の高層湿原「びふか松山湿原」、平成の名水百選「仁宇布の冷水と十六滝」、360度大パノラマ眺望の「函岳」など、美しい自然環境に恵まれています。

これらの美しい自然や景観は、住民生活に潤いと活力を生み出すだけではなく、観光資源としても貴重な財産であります。

特性3

子育て支援の充実と特色ある教育

地域で子どもたちを守り、健やかに育てるため、認定こども園美深町幼児センターでの一体的な幼児教育・保育の実践、子育て支援室や遊びの広場開設など、子育て支援の充実を図っています。

学校教育では、学校施設の整備とともに、豊かな自然をいかした体験型学習や山村留学、英語教育の充実、高等学校への支援など特色ある教育に取り組んでいます。

また、文化会館や体育施設を活用した芸術・文化、スポーツ活動を推進しています。

特性2

活力ある地域産業の持続と発展

冷涼な気候と肥沃な大地をいかし、水稻・畑作・酪農・畜産と多岐に展開する農業と町土の85%を占める豊かな森林をいかした林業を基幹産業として発展し、地域資源をいかした観光産業の充実にも取り組んでいます。

また、豊富な水資源をいかしたチョウザメ養殖を、まちの新たな産業とするため、飼育技術の確立に取り組んでいます。

特性4

安心して暮らせる充実した福祉

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野において、健康づくりや生きがいづくり、子育て世帯や高齢者・障がい者への多様なサービスを提供してきています。

少子高齢化が進むなかで、誰もが住みよいまちになるよう各分野が連携して取り組んでいます。

特性5

まちへの愛着と地域活動

人口減少や少子高齢化により、地域コミュニティの低下が懸念されるなかで、まちづくり意識調査では、豊かな自然や住民の優しい人がらなどを背景に、多くの住民が「まちへの愛着」を感じていると回答しています。

全町17の自治会では、活動の担い手不足が進むものの、住民自らが様々な活動を活発に展開しており、住民と行政が一体となってまちづくりを推進しています。



第2節 社会情勢とまちづくりの課題

社会情勢は常に変化しており、まちを取り巻く環境も常に変化しています。現状の課題を整理・解決しながら、これからの新しいまちづくりを進めていく必要があります。

課題1

少子高齢化・人口減少社会

我が国の人口減少は急速に進むことが予測され、本町においても、少子高齢化の進行とともに人口減少に歯止めがかからず、特に年少人口が少ない状況にあります。

子育て環境の整備、人口流出の抑制、移住者の呼び込み推進による人口減少抑制が課題となっています。

課題4

協働のまちづくり

行政だけでは多様化する地域の課題に対応することが困難な状況になっています。

地域と住民、行政が協力し、役割を分担しながら、まち全体で地域課題の解決に取り組む必要があります。

課題2

厳しい地方経済

都市部への資本集中、労働力の減少による産業の衰退、生活圏の拡大による購買人口の流出など、地方の産業・経済はますます厳しさが増えています。

人材の育成と確保、経営基盤の強化による産業と経済活動の活性化が求められています。

課題5

地球環境と循環型社会

地球温暖化による気候変動やごみ問題、大気汚染など、自然環境の保全や低炭素・循環型社会の構築など、環境問題への意識が高まってきています。

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みが必要です。

課題3

地域の自立

地方分権が進む中で、地方行政は、多様化かつ高度化するニーズへの対応と質の高い行政サービスの提供、自らの責任で進むべき方向を決定し、具体的な施策を実行することが求められています。

独自の施策に加え、広域的な連携による効率的な行政経営など、自立したまちづくりが求められています。

課題6

高まる安全・安心への意識

近年多発する大規模な自然災害や、食の安全、悪質・巧妙化する詐欺犯罪の増加など、安全・安心に対する意識はますます高まっています。

すべての住民が安心して暮らすことができる社会環境の整備、人と人とのつながりを築く地域コミュニティの強化が必要です。

課題7

高度情報化社会の進展

携帯電話やインターネット、SNS^{※1}の普及により、日常生活の利便性や産業の生産性が向上した一方、コンピュータ犯罪の増加や個人情報の流出、人とのコミュニケーション減少が問題化しています。

住民への迅速な情報提供や行財政運営の効率化、地域活性化のための手段とするため、情報セキュリティ対策を徹底しながら、積極的な活用を進めていく必要があります。

課題8

価値観やライフスタイルの多様化

社会経済状況の成熟化にともない、ゆとりや安らぎを求める傾向が高まり、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと価値観が変化してきています。

住民一人ひとりが仕事と生活の調和を図るとともに、生涯学習、スポーツや文化活動をはじめ、住民同士が交流する機会をより一層創出することが求められています。

課題9

持続可能な開発目標(SDGs)

「持続可能な開発目標(SDGs)」^{※2}は、全国の地方自治体にも積極的な取組みが求められています。

住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など、SDGsの理念や目標は、まちづくりに共通するものであり、必要に応じ考えを取り入れていく必要があります。

※1 SNS／ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略
インターネットを活用した個人間コミュニケーションサービス。

※2 持続可能な開発目標(SDGs)
2015年の国連サミットで採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」。17の目標があり、国が平成28年に定めた実施指針において、全国の地方自治体等による積極的な取組みが必要とされている。

第1部

序論

第 2 部 基本構想

第1章 まちの将来像

第1節 まちの将来像

少子高齢化と人口減少の加速度的な進行や産業を取り巻く環境の変化、環境保全意識や安全・安心への意識の高まり、高度情報化の進展、価値観の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、美深町がこれからも持続的に発展していくために、これまで以上に地域と住民、行政が一体となったまちづくりの重要性が高まっています。

一方、本町には、美しい自然環境や多様な地域資源、心優しい人々など多くの魅力があります。まちづくりの推進にあたっては、こうした本町の特性を最大限にいかし、豊かな自然環境や先人のたくましい心を受け継ぎ、培われてきた歴史・文化を大切に守り育てながら、多様な地域資源をいかした新たなまちの魅力づくりや活力ある産業の振興を図るとともに、誰もが安心して快適に暮らすことができる、未来に続く明るく健康なまちを目指すという意味を込めて、まちの将来像を

「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」

と定め、その実現に向けたまちづくりを推進していきます。

第2節 将来像実現のための基本目標

まちの将来像を実現するため、新たなまちづくりの基本目標を次のとおり定めます。

基本目標 1

人と自然が調和する快適で安全なまち

美しい自然環境の保全や生物多様性の保全、環境衛生の充実を図るとともに、住民の日常生活や経済活動を支える道路交通網や快適な住環境の整備、適切な土地利用を推進します。

また、消防・防災体制の充実、交通安全・防犯対策、消費生活対策を推進し、誰もが安全・安心を実感できるまちを目指します。

施策項目

- 1 環境保全・環境衛生の推進
- 2 道路・交通網等の整備
- 3 住宅の整備
- 4 土地の有効利用
- 5 消防体制の充実
- 6 防災体制の充実
- 7 交通安全・防犯対策の推進
- 8 情報化の推進
- 9 消費生活対策の推進

基本目標 2

地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち

恵まれた地域資源をいかし、基幹産業である農林業の経営基盤強化に向け、積極的に振興を図るとともに、地域に根ざした商工業の育成・強化、魅力ある観光地づくりを推進します。

また、チョウザメ飼育技術の確立による安定的な生産と販路拡大に向けた取組みを推進し、町独自の産業としての事業化を図るとともに、商工会や地元企業との連携により就労機会の確保と労働環境の充実を目指します。

施策項目

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 観光の振興
- 5 新たな産業の振興
- 6 就労対策・勤労者福祉の充実

基本目標3

次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち

子どもたち一人ひとりに対し、予測困難な社会の中で自ら未来を切り拓くための「生きる力」と、ふるさとを想う心や人を思いやる心を大切に育む教育を推進するとともに、自然体験学習や山村留学など特色ある教育に取り組めます。

また、町民一人ひとりが心豊かに生活を送れるよう、生涯学習・芸術文化活動の推進に努めるとともに、誰もがスポーツに親しめる環境の整備により、健やかで潤いのある生活を目指します。

施策項目

- 1 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育の充実
- 4 芸術・文化活動の推進
- 5 スポーツ活動の推進

基本目標4

健やかに安心して暮らせるまち

住民誰もが、健やかに明るく暮らせるよう、健康づくりを推進するとともに、安心して医療サービスを受けられるよう医療体制の充実を図ります。

また、安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策項目

- 1 健康づくり・医療の充実
- 2 子育て環境の充実
- 3 高齢者支援の充実
- 4 障がい者支援の充実
- 5 地域福祉の充実
- 6 社会保障の充実

基本目標5

みんなで作る自立したまち

住民一人ひとりがまちの将来を考え行動する、住民参画によるまちづくりを目指します。

また、美深町との関わりを持つ関係人口の創出を図り、地域の活性化につなげるとともに、効率的な行政経営を推進し、健全な財政基盤の確保に努めます。

施策項目

- 1 住民参画のまちづくりの推進
- 2 関係人口の創出
- 3 行政経営の充実

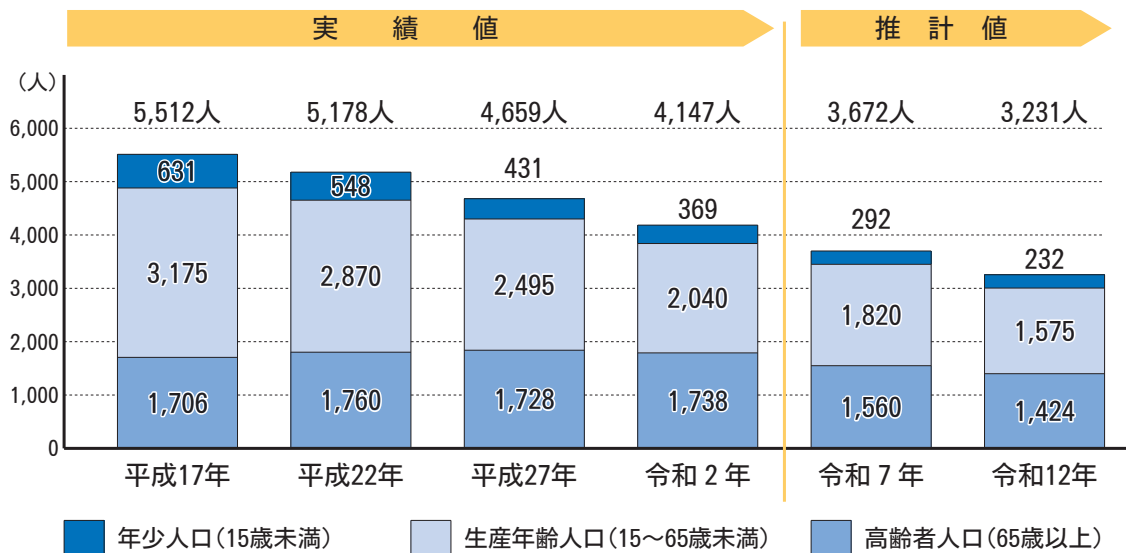


第3節 将来人口

本町の直近の人口推移をみると、平成27年の4,659人から令和2年には4,147人まで減少しています。

こうした人口推移に基づく人口推計では、本町の人口は令和2年の4,147人から、目標年度である令和12年には3,231人程度に減少することが予想されます。また、年齢3区分別の人口については、年少人口(15歳未満)は232人(7.2%)、生産年齢人口(15~65歳未満)は1,575人(48.7%)、65歳以上の高齢者人口は1,424人(44.1%)となることが予想されます。

将来にわたって活力あるまちを維持するため、基幹産業の振興や新たな地場産業の創出による雇用の場の創出、子育て環境の充実や住環境整備などにより人口流出の抑制と移住促進を図り、推計値を上回る人口の確保を目指します。



(単位：人、%)

項目 \ 年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	5,512	5,178	4,659	4,147	3,672	3,231
年少人口 (15歳未満)	631 (11.4%)	548 (10.6%)	431 (9.3%)	369 (8.9%)	292 (8.0%)	232 (7.2%)
生産年齢人口 (15~65歳未満)	3,175 (57.6%)	2,870 (55.4%)	2,495 (53.6%)	2,040 (49.2%)	1,820 (49.6%)	1,575 (48.7%)
高齢者人口 (65歳以上)	1,706 (31.0%)	1,760 (34.0%)	1,728 (37.1%)	1,738 (41.9%)	1,560 (42.5%)	1,424 (44.1%)

※平成17年~令和2年の数値は国勢調査(令和2年の数値は概数)。令和7年、12年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。令和2年の数値は概数のため、総務省が公表する調査結果等とは相違することがあります。

第2章 施策の大綱

第1節 人と自然が調和する快適で安全なまち

1 環境保全・環境衛生の推進

身近な自然環境の保全や生物多様性の保全に努めるとともに、温室効果ガスの排出抑制による低炭素社会の構築を目指します。

また、住みよい環境づくりや上下水道の適切な維持管理に努めるとともに、ごみの減量やリサイクルの推進により、循環型社会の形成に努めます。

2 道路・交通網等の整備

住民の生活に必要な移動手段として、公共交通路線の確保を図るとともに、公共交通の利用促進を推進します。

また、住民の生活や経済活動を支える道路・橋の計画的な整備や、冬期間における、生活路線の適切な除排雪に努めます。

3 住宅の整備

民間住宅の適切な維持管理やリフォーム等の推進、老朽化した公営住宅の建て替えや長寿命化を推進し、良質な住宅ストックの形成に努め、快適な住環境の整備を図ります。

4 土地の有効利用

自然環境と調和したまちなみの保全や、住民の生活に安らぎや潤いを与える公園や緑地・街路樹の適切な維持管理に努め、快適で機能性の高い市街地整備を推進します。

5 消防体制の充実

住民の安全・安心な生活を確保するため、消防・救急・救助体制の充実を図るとともに、住民の防火意識の向上や応急手当の普及推進により救命効果の向上を図ります。

6 防犯体制の充実

住民の生命や財産を災害から守り、安全で安心して暮らせるよう、総合的な防災体制の充実を図ります。

また、危機管理体制の強化とともに、地域における防災力の強化、治山・治水対策の推進など、防災対策の充実を図ります。

7 交通安全・防犯対策の推進

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、各関係機関と連携して啓発活動や防犯対策を推進します。

8 情報化の推進

情報基盤を効果的に活用して、住民と行政、住民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図り、住民生活の質や利便性の向上、地域全体の活性化を推進します。

9 消費生活対策の推進

消費生活にかかわる問題が複雑化・多様化するなか、消費生活相談体制の充実と啓発活動を推進し、消費者意識の向上と消費者保護に努めます。

第2節 地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち

1 農業の振興

農業経営の安定・向上を図るとともに、担い手の育成・確保に努め、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤整備の効果的な実施、スマート農業の推進や地域農畜産物の付加価値づくり、特色ある農作物の栽培など、関係機関と連携して地域の特性を生かした強い農業を確立します。

2 林業の振興

まちの面積の85パーセントを占める森林資源の有効活用と、二酸化炭素の吸収など森林の持つ多面的機能を高めるため、造林や保育など計画的に進めるとともに、関係機関と連携して施業の共同化や後継者の育成、機械化の促進などを推進し、林業経営の体質強化を図ります。

3 商工業の振興

商工会や金融機関、関係機関と連携し、地域の商工業の経営基盤の安定強化や後継者対策を推進し、魅力ある店舗づくり等商店街のにぎわい再生につなげるとともに、企業誘致や創業支援体制強化を図り、地域経済の活性化と合わせ、活力ある商工業の振興を図ります。

4 観光の振興

観光人口の増加による地域活性化に向け、町内の観光資源の魅力向上を推進するとともに、食や自然環境など地域資源をいかした新たな資源の発掘・育成を推進します。

また、広域連携により、観光客の誘致に向けた観光情報の発信強化に努めます。

5 新たな産業の振興

キャビアとチョウザメによるまちおこしを目指し、飼育技術の確立と人材の育成・確保に努め、安定的な生産と販路拡大に向けた取組みを推進し、美深町独自の産業として事業化を図ります。

6 就労対策・勤労者福祉の充実

商工会や地元企業との連携により就労機会の場の確保・創出を図るとともに、労働者が安心して働くことができる労働環境の充実を推進し、働く者の生活の安定と福祉の向上を推進します。

第3節 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち

1 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた質の高い教育や保育を推進します。

また、子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供により、子育て支援事業の充実を図ります。

2 学校教育の充実

子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱としながら、「主体的・対話的で深い学び」とともに、地域資源の活用など特色ある教育を推進し、ふるさとへの誇りを持ち、社会に貢献できる人を育みます。

また、保護者や地域の声をいかした学校運営を図るなど、地域と一体となった教育活動に取り組めます。

3 社会教育の充実

心の豊かさや生きがいづくりに対するニーズが多様化するなか、これらに対応した活動の場の提供を図るなど、町民の学習機会の充実に努めます。

また、青少年の健全育成を推進するとともに、指導者の養成、リーダーの発掘・育成に努めます。

4 芸術・文化活動の推進

芸術文化活動をとおして心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、地域における文化活動への参加や優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。

また、住民が郷土の歴史に関心を持ち、学び、後世に伝えていけるよう、まちの歴史資料の収集と保存、展示により、歴史や文化の伝承を図ります。

5 スポーツ活動の推進

住民誰もが目的や体力に応じたスポーツを気軽に楽しめるよう、体育施設の維持管理とともに、各種スポーツ教室や大会の開催、指導者の養成、スポーツ団体の育成を推進します。

また、冬季スポーツの推進においては、大会の誘致・開催、合宿誘致など、町内外の関係機関と連携し、事業を推進します。

第4節 健やかに安心して暮らせるまち

1 健康づくり・医療の充実

すべての住民が生涯を通じた健康的な生活習慣の確立を目指し、心身ともに健やかに暮らすことができるよう、住民の自主的な健康づくりを促進するとともに、病気の早期発見・予防に向けて各種健診を実施し、住民の健康の保持増進に努めます。

また、すべての住民が適切な医療サービスを受けられるよう、地域医療の確保・充実に努めるとともに、医療体制の充実に努めます。

2 子育て環境の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野の様々な関係機関と連携した子育て環境の整備の充実を図ります。

また、子育て世帯への経済的支援の充実を図るとともに、子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。

3 高齢者支援の充実

高齢者が生きがいを持って健康で豊かな社会生活を送れるよう、社会活動への参加を促進します。

また、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制の構築を推進するとともに、保健福祉・介護に従事する人材の育成・確保に努めます。

4 障がい者支援の充実

障がい者(児)が、地域で安心して生活できるよう、生活、就労、相談など多面的な支援を推進するとともに、障がい者(児)への正しい理解を深めるため、広報啓発活動を推進します。

また、障がい福祉等に関する制度や各種支援制度など、必要な情報の提供に努めるとともに、ライフサイクルに応じサービスの切れ目が無く対応できる支援体制の充実に努めます。

5 地域福祉の充実

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域で支え合う意識を醸成し、^{*}インクルージョン理念の定着が図られるよう、意識啓発活動を推進します。

また、各種福祉活動団体等との連携強化と活動支援に努めるとともに、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組みを推進します。

6 社会保障の充実

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険制度の円滑な運営と、生活保護等の相談体制の確立など、社会保障の充実に努めます。

^{*}インクルージョン
介護や障害などの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。社会的包摂ともいう。

第5節 みんなでつくる自立したまち

1 住民参画のまちづくりの推進

住民一人ひとりがまちの将来を考え、行動する、住民参画によるまちづくりを推進するとともに、地域コミュニティ活動が円滑に実施できる環境の整備を推進します。

また、職場・家庭・地域などあらゆる分野において、性別に関係なく意欲に応じて活躍できる社会の形成を図ります。

さらに、行政情報の発信とともに、住民のニーズに合った施策を展開するため広聴活動の充実を図ります。

2 関係人口の創出

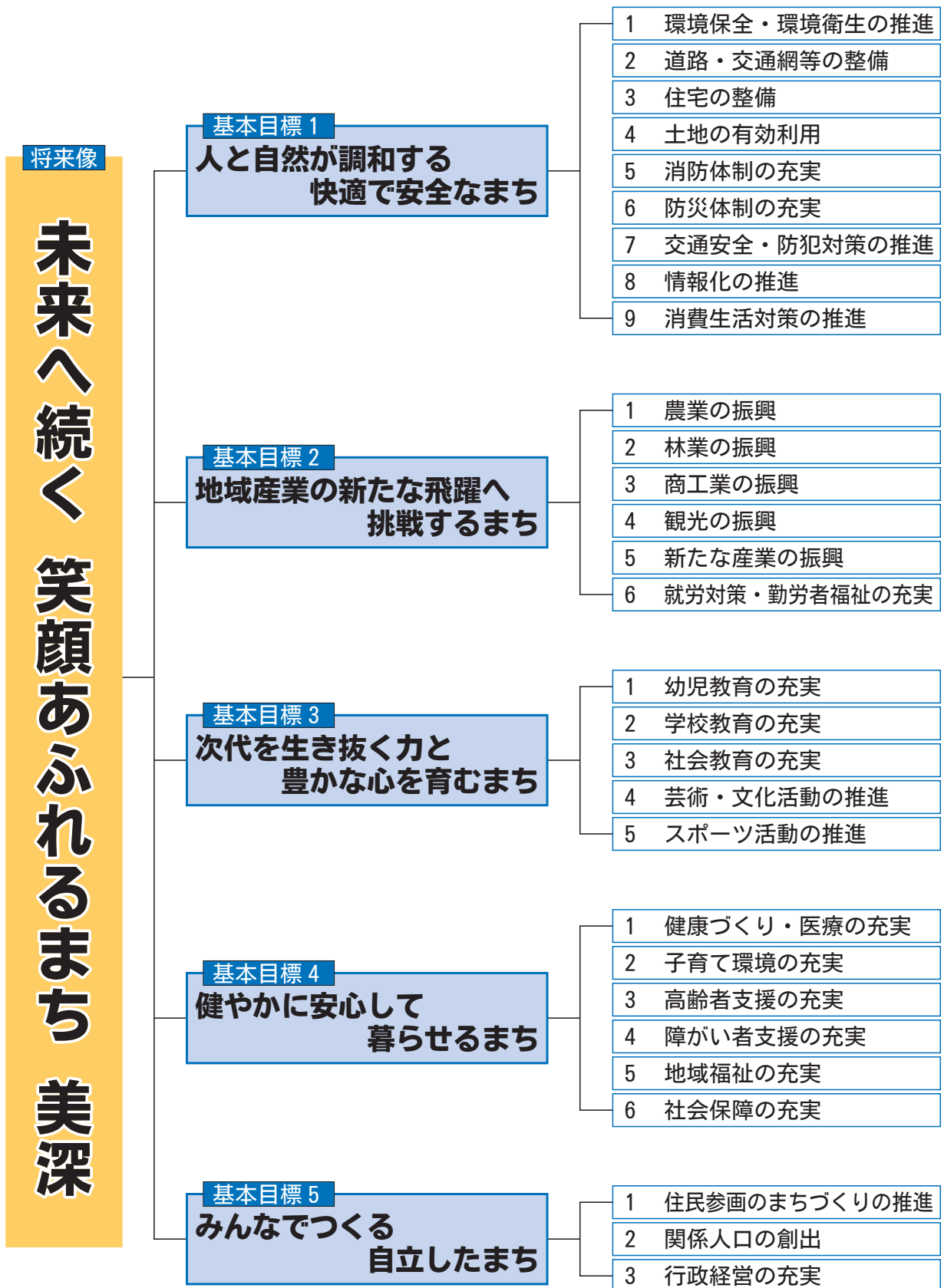
姉妹町交流や経済交流、ふるさと運動など、これまで続けてきた人や地域、企業とのつながりをいかしながら多様な交流活動を推進し、あらゆる分野で美深町との関りを持つ関係人口の増加を図り、移住者の増加や地域の活性化につなげていきます。

3 行政経営の充実

行政改革に継続的に取り組み、社会経済情勢の変化に対応した効果的な行政経営を推進します。

また、健全な財政運営に努め、将来の財政需要に対応できる財政基盤の強化に努めるとともに、適切な公共施設の管理を推進します。

【第6次美深町総合計画施策体系】



第 3 部 基本計画

第1章 人と自然が調和する 快適で安全なまち

第1節 環境保全・環境衛生の推進

現状と課題

豊かで美しい自然と農村環境は、住民の生活に潤いと活力を生み出すだけでなく、産業・観光の基盤となる本町の貴重な資源であります。この環境を次代に引き継ぐためには、住民一人ひとりの環境保全への意識を高めるとともに、環境に配慮した省エネルギーや再生可能エネルギーの普及導入など、低炭素社会の構築に向けた取組みが求められます。

本町の水道は、簡易水道2施設、営農飲雑用水施設等8施設によって、良質で安全な水が安定的に供給されています。今後も、水源の保全と良質な水の確保に努めるとともに、老朽化した施設の改修や適切な維持管理に努め、有収率の向上を図る必要があります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、市街地には公共下水道を、農村部については合併処理浄化槽をそれぞれ整備しています。今後も、施設の長寿命化に向けた設備の修繕・更新や適切な維持管理に努めるとともに、それらに必要な財源の検討や確保を図る必要があります。

ごみ処理については、環境と調和した循環型社会の構築に向けて、資源ごみ・炭化ごみ・粗大ごみ及び一般ごみの分別収集による、ごみの減量化に努めてきました。

今後も、住民の理解と協力を得ながら[※]3R運動を推進し、ごみの減量化に努めるとともに、老朽化する関係施設等の整備を図る必要があります。

[中央簡易水道の状況]

区分	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)	有収率 (%)
平成27年度	2,083	3,947	85.3	432,540	86.76
平成28年度	2,060	3,899	85.9	445,294	85.42
平成29年度	2,052	3,824	86.6	459,538	81.73
平成30年度	2,034	3,720	86.7	469,499	78.47
令和元年度	2,019	3,609	86.4	451,323	79.45

資料：建設水道課調べ（各年度末現在）

※³R

ごみをつくらない「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再生利用する「リサイクル」をいう。

[北部簡易水道の状況]

区分	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)	有収率 (%)
平成27年度	198	312	6.7	166,210	77.79
平成28年度	199	297	6.5	154,841	85.93
平成29年度	195	290	6.6	147,439	86.34
平成30年度	186	287	6.7	153,579	83.62
令和元年度	182	289	6.9	153,282	85.46

資料：建設水道課調べ（各年度末現在）

[公共下水道の状況]

区分	水洗化戸数 (戸)	水洗化人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)	有収水量 (m ³)
平成27年度	1,760	3,501	78.8	96.0	327,262
平成28年度	1,726	3,462	79.3	96.2	332,306
平成29年度	1,709	3,382	79.4	96.4	328,868
平成30年度	1,700	3,298	79.5	96.7	323,512
令和元年度	1,688	3,198	79.4	96.4	311,963

資料：建設水道課調べ（各年度末現在）

[ごみ処理量]

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
埋め立てごみ (t)	835	788	1076	464	499
炭化ごみ (t)	381	374	366	406	403
資源ごみ (t)	375	368	363	340	338

資料：住民生活課調べ（各年度末現在）

[し尿等収集量]

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿 (kl)	310	298	295	306	267
浄化槽汚泥 (kl)	478	492	512	482	479

資料：住民生活課調べ（各年度末現在）

 施策の目的

身近な自然環境や生物多様性の保全、市街地、農村地域の景観形成、適切な環境衛生対策などを推進し、美しい自然環境の保全と環境にやさしい生活環境を確保することを目的とします。

主要施策

(1) 環境保全の推進

美しい自然環境や生物多様性を保全するため、必要な情報の提供に努め、町民、事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染など、公害を未然に防止するため、関係機関、事業者と連携し、啓発、監視、指導の強化に努めます。

また、民間住宅等における省エネルギー設備の導入など、エネルギーを無駄にしない利用方法の普及促進を図るとともに、導入可能な新エネルギーについて検討を進め、地域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努め、環境負荷の少ない低炭素社会の構築を目指します。

(2) 生活環境の充実

快適で住みよい環境づくりのため、ごみの不法投棄の監視、危険家屋の把握や点検、ペットによる迷惑行為や有害鳥獣による環境被害の防止に努めます。

また、美深霊園の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を行い、安定した運営に努めます。

さらに、多様化する町民ニーズを踏まえ、将来に向けた新たな墓地のあり方について検討を進める必要があります。

(3) 水道施設の適正な維持管理

清浄で安全、かつ、安定した水の供給に向けた水源の保全や建物・設備等の長寿命化を図るとともに、老朽化した配水管等の計画的な更新を推進し、漏水等の防止に努めます。

北部簡易水道については、給水人口の減少等に伴う減収が予想され、中央簡易水道との統合検討や更なる効率的な運営により経営の安定化に努めます。

(4) 下水道施設の適正な維持管理

公共下水道事業については、衛生的な住環境と水質汚濁を防止するため、終末処理場などの機械・設備や管渠等の計画的な改修を推進します。

個別排水処理施設(合併浄化槽)については、定期的な点検・清掃など施設の適正な維持管理による設備の長寿命化を図ります。

また、下水道事業の経営環境は益々厳しくなることが予測され、効率的な運営や使用料の改定などにより経営の安定化に努めます。

(5) ごみの減量化と施設の維持管理

ごみの減量化を図るため3R運動を推進するとともに、ごみ収集車両の更新、施設の維持管理に努め、ごみ処理体制の充実を図ります。

また、4市町村の広域連携で管理運営している炭化センターの老朽化に伴い、次期施設の整備について検討を進めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●環境保全に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	28.4%	→
●上下水道に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	66.7%	→
●1人1ヵ月当たりのごみ排出量 町民1人当たりの1ヵ月のごみ排出量	33.2kg	→



第2節 道路・交通網等の整備

現状と課題

道路・交通網は、住民の日常生活を支え、経済活動に欠かせない重要な社会基盤であり、適正に整備、維持管理することが求められています。

本町では、これまで関係機関と連携しながら道路・橋の計画的な整備を進め、利便性の高い道路網を形成しています。今後も、老朽化が進む道路・橋を計画的に整備・補修し、安全・安心な道路網の維持に努めることが必要となっています。

また、冬期間の安定した交通確保のためには、迅速で効率的な除排雪が不可欠であり、民間活力を活用しながら、円滑に除排雪が実施できるよう努めます。

鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、自家用車の普及や人口減少により利用が減少していますが、高齢者や障がい者、学生などの交通弱者にとっては、生活に必要な移動手段となっています。しかしながら、鉄道においては、農村部における利用者の減少に伴い、令和2年度において3つの駅が廃止となりました。今後は、各交通機関の利用促進を図るとともに、交通ターミナルを拠点として、住民ニーズを把握しながら、住民が安心して生活するため、必要な公共交通体制の確保に努めます。

【道路の整備状況】

区分	実延長 (km)	改良率 (%)	舗装率 (%)	除雪率 (%)
国道	41.9	100	100	100
高規格道路	4.9	100	100	100
道道	62.4	91	91	80
町道	325.6	65	36	43
計	434.8	72	51	54

資料：建設水道課調べ（令和2年4月1日現在）

【バスの運行状況】

路線名	区間	運行回数	運行距離	備考
名寄・恩根内線	名寄～美深～恩根内	名寄行 8便 恩根内行 8便	37km	名士バス(株)
仁宇布線	美深～仁宇布	5往復	27km	名士バス(株)
フレンドバス	市街地(南・東・北)	10便	15.8km	美深町有償運送
スクールバス	班溪吉野線	6便	8.5km	美深町有償運送
	玉川線	5便	18.9km	美深町有償運送
	楠清水線	3便	24km	美深町有償運送
都市間バス	美深～札幌	1往復	227km	宗谷バス(株)

資料：総務課調べ（令和3年3月13日）

施策の目的

住民の日常生活や経済活動を支える道路網整備により、円滑な交通と安全性の向上を図るとともに、住民の移動手段としての利便性の高い公共交通の確保を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 公共交通の確保

住民の日常生活に必要な移動手段である公共交通について、住民ニーズの把握に努め、公共交通事業者や関係自治体との連携を図りながら必要な路線の確保を図ります。

また、交通の拠点である交通ターミナルの適正な維持管理、計画的な改修に努めるとともに、公共交通の必要性をPRし、利用促進活動を推進します。

(2) 道路整備の推進




住民の安全・安心な生活、物流や観光などの産業を支える基盤となる道路・橋の計画的な整備を推進します。また、広域幹線道路である国道や道道についても安全性や利便性が向上するよう関係機関と連携して整備要望するとともに、北海道縦貫自動車道の整備促進に向けた取組みを推進します。

(3) 人にやさしい道づくり

歩道や街路灯、交通需要に応じた警戒標識、区分線等の整備を推進し、すべての人にやさしい道路づくりに努めます。

また、冬期間における通勤・通学・通院などの生活路線を確保するため、適切な除排雪に努めるとともに、除排雪機械の計画的な更新を推進します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●公共交通機関の利便性に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	24.2%	
●道路整備に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	55.2%	
●除排雪に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	50.7%	

第3節 住宅の整備

現状と課題

少子高齢化などによる人口減少が進むなかで、高齢世帯や子育て世帯など、その状況に応じた住生活の安定確保に向け、住宅性能や住環境の向上が求められています。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理、計画的な改修や建て替えを推進する必要があります。

施策の目的

住生活の安定確保に向けた住宅施策を推進するとともに、公営住宅等の適正な維持管理を行い、住生活の質の向上と快適な住環境の整備を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 良好な住環境の整備推進


少子高齢化の進行などを踏まえ、美深町住生活基本計画に基づいて、住生活の質の向上と快適で魅力ある住環境の整備を推進するとともに、住宅の適切な維持管理やリフォーム等の推進により、良質な住宅ストックの形成に努めます。

(2) 公営住宅等の適切な維持・管理の推進

公営住宅等長寿命化計画に基づき適正な維持管理と、老朽化する公営住宅の計画的な建て替えや改修を行い、快適性や安全性の向上を図るとともに適正な管理戸数の確保に努めます。

町有住宅については、建物の健全度や必要戸数を見極めながら効率的な住宅管理と運用を図ります。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●住宅・宅地に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	29.7%	

第4節 土地の有効利用

現状と課題

土地は、住民の生活や生産活動の基盤であり、長期的視点に立ち、秩序ある合理的な利用を図る必要があります。

町総面積の85パーセントを占める森林は、その大部分を道有林が占め、貴重な自然環境の保全と良質な水源の確保、国土保全、森林の多面的な機能の発揮などの観点から、国・道をはじめとする関係機関・団体と連携し、適切に保全・管理する必要があります。

市街地の土地利用については、都市計画マスタープランに基づき整備を推進し、危険家屋についても調査に基づき対策を行ってきました。

しかし、近年は特に中心市街地において、人口減少や高齢化の進行にともない、空き地・空き家が増加し空洞化が進んでおり、既成市街地の住環境の向上や、低利用地の有効活用等による快適で機能性の高い市街地の形成を進める必要があります。

【地目別土地面積の状況】

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積(km ²)	672.09	8.62	38.82	2.84	558.85	3.26	8.80	4.30	46.60
構成比(%)	100.0	1.3	5.8	0.4	83.1	0.5	1.3	0.6	7.0

資料：建設水道課調べ（令和2年1月1日現在）

【都市計画区域及び用途地域の状況】

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	470.0	—
用途地域	229.1	100.0
第1種中高層住居専用地域	83.0	36.2
第1種住居地域	20.0	8.7
第2種低層住居専用地域	12.0	5.2
第2種中高層住居専用地域	33.0	14.4
第2種住居地域	16.0	7.0
近隣商業地域	13.0	5.7
商業地域	8.1	3.6
準工業地域	44.0	19.2

資料：建設水道課調べ（令和2年1月1日現在）

施策の目的

美しい自然と先人たちが築いてきた美しいまちなみを次代に引き継ぐため、市街地や周辺地域の空洞化を防ぎ、地域の特性に沿った土地の有効利用を促進することを目的とします。

主要施策



(1) 計画的な土地利用の推進

自然環境と調和した美しいまちなみの保全や土地の荒廃化の防止に努めるとともに、都市計画マスタープランや住生活基本計画に基づき、適正な土地利用や景観形成、生活環境や都市機能の向上に向けた市街地整備を推進します。

(2) 公園・緑地の整備

公園や緑地・街路樹は町民の生活に安らぎや潤いを与え、自然とのふれあいや人々の交流の場であることから、適正な維持管理に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●土地利用・市街地形成に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	14.2%	
●公園・緑地に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	38.0%	

第5節 消防体制の充実

現状と課題

本町の消防・救急は、上川北部5市町村（名寄市、美深町、下川町、中川町、音威子府村）で組織する上川北部消防事務組合を設置し、美深消防署と美深消防団が連携して住民の生命と財産、安全で安心な生活を守るため日々活動しています。

消防団員については高齢化や入団者不足により定員を下回る状況にあることから、人員の確保に努め、地域の消防力の強化を図る必要があります。

近年、核家族化などにより、火災発生時の逃げ遅れに対する懸念が強まっており、職団員が協力して火災予防に努め、防火査察の強化、住宅用火災警報器の設置率のさらなる向上を推進するなど、予防活動の充実を図っています。

また、各種災害に的確に対応するため、さらなる消防施設・消防資器材の充実・強化が必要となっています。

救急業務については、少子高齢化の進展により救急出動件数はやや増加傾向にあります。救急需要の増大に対して救急隊員の技術の向上や住民に対する応急手当の普及啓発など、救急体制の整備・充実が求められます。

【火災発生件数の推移】

（単位：件）

区 分	建物火災	車両火災	その他火災	計
平成27年度	1	—	—	1
平成28年度	1	—	1	2
平成29年度	—	—	—	—
平成30年度	2	2	1	5
令和元年度	3	—	1	4

資料：美深消防署調べ（各年度3月末現在）

【救急出動件数の推移】

（単位：件）

区 分	火 災	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	自損 行為	急 病	転 院	その他	計
平成27年度	1	21	3	2	29	1	114	54	3	228
平成28年度	—	10	—	—	28	1	126	65	7	237
平成29年度	—	11	2	—	33	2	116	63	2	229
平成30年度	—	10	1	—	29	—	108	58	1	207
令和元年度	—	5	4	1	24	1	132	64	4	235

資料：美深消防署調べ（各年度3月末現在）

施策の目的

住民の安全・安心な生活を確保するため、消防・救急・救助体制の充実を図るとともに、住民の防火意識の向上や応急手当の普及推進により、住民・消防・医療機関との救命の連鎖による救命効果向上を目的とします。

主要施策

(1) 消防力・救急体制の強化と救命の連鎖促進

消防力の強化に向けて、専門知識や高度な技能を持った消防職員と高度救命処置に対応する救急隊員を育成するとともに、救急資機材を含めた消防車両・施設・資機材の適正な維持管理に努めます。

救急車到着前の容態悪化を防ぐため、救命講習の受講を促進しAEDの普及啓発を図るとともに、応急手当の重要性について住民の理解を促進し、救命率の向上を図ります。




また、消防団は、地域防災力の中核として地域の実情に応じて弾力的に団員を配置し、常備消防と密接に連携を取り消防団活動を円滑に遂行できる体制づくりを図ります。

(2) 予消防・災害弱者対策の推進

広報紙や防災情報端末機を活用した情報提供を行い、住民の火災予防意識の向上を図るとともに、高齢者等の災害・急病に対応するため、緊急通報システムの更新整備を図ります。

また、防火対象物への消防用設備等の設置や適正な維持管理、一般住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理を促進します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●消防・救急に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	58.7%	
●消防団員の定員充足率	81.25%	
●応急手当講習・救命講習参加者数	135人	

第6節 防災体制の充実

現状と課題

住民の生命や財産を各種の災害から守ることは、安全で安心な生活の基本です。

国では、「天塩川水系河川整備計画」に基づき、堤防整備や河道掘削、樋門・樋管等の整備が進められています。しかし、その整備は未だ途上であり、さらに、今後も計画規模を上回る洪水が発生する可能性があることから、その被害をできるだけ軽減するとともに、予測困難な災害から住民の生命・身体及び財産を守るため、美深町地域防災計画、美深町国民保護計画、美深町地域強靱化計画に基づいた危機管理対策に努める必要があります。

また、東日本大震災等を教訓として、「防災」対策に加え被害を最小限に軽減する「減災」の視点から、日頃から災害に対する意識を高め、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって地域社会が一体となり、地震や風水害等の自然災害に備え、誰もが安心して快適に暮らせる総合的な防災体制の充実を図る必要があります。

【河川氾濫危険区域】

警戒すべき区間	天塩川左岸：美深町清水地先～美深町川西地先
	天塩川右岸：美深町清水地先～美深町南地先
特に警戒すべき箇所	天塩川左岸：美深町小車地先、美深町大手地区地先、美深町川西地区地先
	天塩川右岸：美深町東北地区地先、美深町恩根内地区地先、美深町西紋地区地先、美深町美深地区地先

資料：美深町地域防災計画（令和元年12月）

施策の目的

住民の生命や財産を災害から守り、安全で安心して暮らせるよう、総合的な防災体制の充実を図ります。

主要施策

（1）防災体制の充実

国の防災基本計画及び北海道地域防災計画に対応した美深町地域防災計画の改正及び水防法に対応して水害ハザードマップを見直します。

また、予測困難な災害から住民の生命・身体及び財産を守るため、関係機関と連携した総合的な防災体制の確立を図るとともに、学校・コミュニティセンターなどの避難場所の整備、防災設備の充実、食料や飲料水、照明、防寒品、燃料など、災害対策資機材の計画的な備蓄に努めます。

さらに、役場庁舎は、美深町地域防災計画において災害対策本部に位置づけられる重要施設であることから、防災拠点としての機能向上など、施設のあり方等について検討します。

(2) 危機管理体制の強化

大災害時の初動対策の重要性をすべての職員が認識し、迅速・的確に対応できる体制の充実に努めます。

また、災害時に防災情報端末機や全国瞬時警報システム（J-ALERT）などを活用し、住民に対してより速やかな災害情報の伝達に努めるとともに、避難・被害状況の早期把握、気象情報等の収集により、的確な情報提供ができる体制を強化します。

(3) 地域防災力の強化

災害時の避難に支援を必要とする人の迅速な避難支援等を行うため、個別避難計画の策定を推進します。

また、全自治会で組織化されている自主防災組織と協力して、様々な災害を想定した防災訓練や出前講座などをおして、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及促進を図るとともに、自治会や事業所等における自主防災組織の育成・強化を推進し、地域防災力の強化を図ります。

(4) 治山・治水事業の推進

土砂流出などの災害発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、保安林の維持管理、砂防整備など治山、治水事業を推進するとともに、豪雨による水害を防止・抑制するため、河川の改修や排水施設等の適切な維持管理の推進について、国や道と連携し治水強化を図ります。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●防災対策に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	32.6%	→
●防災対策を実施している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「防災対策をしている」と回答した割合	33.0%	→
●自治会等における防災訓練の年間延べ実施回数	1回	→

第7節 交通安全・防犯対策の推進

現状と課題

交通事故は、道路交通法の改正や道路環境の整備、自動車技術の進歩など、交通安全の諸対策の推進を背景に全国的に減少していますが、高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあります。

本町では、関係機関・団体と連携を取りながら、交通安全教育や交通安全運動による住民意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてきました。

今後も、住民の誰もが交通事故の被害者や加害者にならないよう、年齢層に応じた交通安全教育等の実施や必要な交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

刑法犯の認知件数は、全国的に減少傾向にあります。悪質商法による詐欺は多様化・複雑化しており、高齢者に限らず広い世代において脅威となっています。

本町においては、関係機関・団体と連携した各種啓発による防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪や不審者に関する情報提供、さらに防犯関係施設の整備に努めてきました。

しかし、コミュニティ意識の希薄化などによる見守りや声掛けなど、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、子どもや女性、高齢者の被害防止対策など、防犯体制の強化に努めていく必要があります。

【交通事故発生件数の推移】

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人身事故（件）	1	0	9	2
死者数（人）	0	0	2	0
傷者数（人）	2	0	10	2
物損事故（件）	139	114	129	118
計（件）	140	114	138	120

資料：名寄警察署調べ

施策の目的

関係機関・団体と連携を取りながら、交通安全や防犯に関する意識の高揚と関係施設の整備など、交通事故や犯罪の未然防止に努め、安全に安心して暮らせるまちの実現を目的とします。

 **主要施策**




(1) 交通安全対策の推進

交通事故の発生を防止するため、関係機関・団体と連携を取りながら年齢層に応じた交通安全教育を実施するなど、交通安全意識の高揚を図るとともに、街灯・カーブミラー・歩道など関係施設の整備を計画的に推進します。

(2) 防犯対策の推進

関係機関・団体と連携を取りながら、広報・啓発活動や情報提供を通じた住民の防犯意識の高揚を図るとともに、自治会等と連携して犯罪を誘発する恐れのある環境の改善を図るなど、町ぐるみの防犯体制の強化を推進します。

目指す方向性

成 果 指 標	現状値	方向性
●交通安全指導員数	11人	
●交通安全に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	47.3%	
●防犯対策に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	44.2%	



第8節 情報化の推進

現状と課題

本町では、町内全域に光ファイバーを敷設、全戸に防災情報端末機を設置して災害時等における緊急情報の伝達のほか、日常生活におけるコミュニティ情報を配信しています。

同時に放送難視聴地域に対するテレビ放送の再送信を行うとともに、光ファイバーを民間電気通信事業者に貸与することで、高速インターネット環境が整備され、町内における情報格差が解消されました。また、令和2年4月からは、防災情報端末機の更新にともない、個人で所有するスマートフォンアプリでも防災情報端末機の情報を受け取ることが可能になり、停電時の対策が図られました。

今後は、産業振興や地域活性化など様々な分野での高速情報通信網の活用に向けた普及啓発を推進するとともに、引き続き情報の漏えい防止などセキュリティ対策の強化に向けた取組みを推進していく必要があります。

施策の目的

様々な場面で情報通信基盤を効果的に活用して、住民と行政、住民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図り、住民生活の質や利便性の向上、安全で安心な生活の確保、地域全体の活性化につなげます。

主要施策

(1) 多様な情報提供の充実

インターネットや防災情報端末機を活用し、災害発生時の緊急通報や避難情報などの周知、不審者の情報など、住民の安全・安心に必要な情報等の迅速な提供を図るとともに、行政情報の提供や産業分野・住民生活分野など多様な情報の提供に努めます。

(2) 高速情報通信網の活用

住民へ各種情報の一斉告知などに、高速情報通信網の活用を推進するとともに、住民の安全・安心な生活の確保、利便性の向上や経済の活性化、国や民間とのネットワーク連携等などの面で新たな活用に努めます。

また、防災情報端末機の次期システム更新に合わせて、情報受発信機能のあり方について対応を検討します。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、個人情報の保護と情報犯罪の防止に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●事業者等による町の情報通信施設年間利用件数	109件	→
●スマートフォンアプリの登録件数	133件	→
●ブロードバンド契約件数	925件	→

第9節 消費生活対策の推進

現状と課題

近年、高齢者を狙った詐欺など、消費者に対する犯罪等が多様化・巧妙化しており、全国で多くの被害が発生しています。消費者被害を未然に防ぎ、最小限に食い止めるために、細やかな情報提供や住民への啓発活動が求められています。

本町では、平成25年4月に名寄地区広域消費生活センターが設置され、美深町、名寄市、下川町、音威子府村、中川町を管轄エリアとする消費生活相談事業の広域化が始まり、各種相談をはじめ消費者への啓発や情報提供体制が構築されました。

今後も、消費生活相談体制や事業の充実を図るとともに、消費者団体と連携し、消費者保護に努めていく必要があります。

施策の目的

消費者意識の向上と消費者保護の充実を図るため、消費生活相談体制の充実や啓発活動を推進し、安全で安心な消費生活を実現すること目的とします。



主要施策

(1) 消費生活対策の強化

様々な消費者トラブルの未然防止と発生後の質の高い相談・救済が受けられるよう、名寄地区広域消費生活センター事業の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、情報提供や啓発活動を推進するとともに、防災情報端末機を活用した迅速な情報提供に努め、消費生活にかかわる身近な犯罪の防止を図ります。

また、住民の安全で安心な消費生活の実現に向けた様々な活動を推進するため、消費者団体の育成・強化に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●町内における消費生活センター出前講座実施回数	1回	
●町内における消費生活センター出前講座延べ参加者数	40人	

第2章 地域産業の新たな飛躍へ 挑戦するまち

第1節 農業の振興

現状と課題

美深町の農業は、水稻、畑作、酪農畜産の3形態を中心に生産性の高い農業を展開しており、高い技術と経営感覚を備えた担い手の育成・確保を図る中で、農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組みや、安心・安全に配慮した農業の展開など、関係機関と連携して基幹産業としての農業発展に努めてきました。

しかし、高齢化や後継者不足に伴う離農の増加と人口減少に伴う労働力不足、施設や機械など生産基盤の老朽化が進んでいます。また、農畜産物の輸入自由化や食料消費構造の変化、集中豪雨や干ばつに代表される気象災害への対応、有害鳥獣による農作物被害の増加など、農業を取り巻く状況は大きく変化しています。

水稻は、米の需要減少が進む中で、多様な消費者ニーズに応えた良質米の安定供給を図っていますが、販路の確保、水張面積の維持などが課題となっています。

畑作は、基幹作物である小麦・豆類・馬鈴しょ・てん菜を中心に、露地野菜であるかぼちゃを加えて輪作体系の確立を促進していますが、国の施策の動向によって作付体系に変化が見られます。また、複合経営としてハウス野菜等の高収益作物の導入を図っており、地域ブランド化の推進、安定生産・出荷体制のもと、一層の有利販売の展開が必要となっています。

酪農畜産は、継続した乳質改善の取組みと労働時間の軽減・休日の確保が必要となっており、生産性向上のための飼養環境の改善が課題となっています。また、肉牛の価格高により経営は安定傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症による需要減少の影響により飼料等の必要経費の上昇に加え、取引の減少、価格も低迷しています。引き続き、経営と生産技術が一体となった経営改善、体質強化を図る必要があります。

土地基盤及び農業施設・環境の整備は計画的に進められており、優良農地を維持・確保し農業生産の向上と経営の安定化を図るため、今後も継続的な支援が必要です。

【農家数・人口・経営耕地面積の推移（販売農家）】

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家戸数(戸)	355	308	235	186	158
農業就業者数(人)	774	675	538	424	357
経営耕地面積(ha)	4,475	4,484	4,390	4,224	3,978
戸当たり耕地面積(ha)	12.6	14.6	18.7	22.7	25.2

資料：農業センサス（各年2月1日現在）

【担い手育成確保の状況】

(単位：戸、人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
農 家 戸 数	197	197	187	182	179
認 定 農 業 者	133	127	128	125	121
新 規 参 入 者	—	1	2	1	—

資料：農務課調べ（認定農業者は4月1日付）

【主要作物の作付動向】

(単位：ha)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水 稲	213	207	210	207	216
小 麦	255	291	270	300	292
小 豆	34	21	18	13	10
馬 鈴 薯	51	41	37	33	30
甜 菜	54	55	60	60	65
南 瓜	418	416	423	401	395
そ ば	257	281	326	398	324
葉 菜 類	26	27	31	33	35
施 設 野 菜	4	5	4	4	4
牧 草	2,397	2,341	2,372	2,283	2,302
デントコーン	295	294	296	291	312

資料：農務課調べ（各年7月1日現在）

【家畜飼育動向】

(単位：戸、頭)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
乳用牛	飼養戸数	38	37	36	35	34
	飼養頭数	2,951	2,852	2,769	2,726	2,697
肉用牛	飼養戸数	23	28	31	28	23
	飼養頭数	7,031	6,755	6,894	6,379	6,474

資料：農務課調べ（各年2月1日現在）

 **施策の目的**

農業経営の安定・向上を図るとともに、担い手の育成・確保に努め、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤整備の効果的な実施、スマート農業の推進や地域農畜産物の付加価値づくり、特色ある農作物の栽培など、関係機関と連携して地域の特性を生かした強い農業の確立を図ることを目的とします。

 **主要施策****(1) 担い手の育成確保**

担い手の育成・確保は持続ある美深農業を推進するためには最重要課題であり、農業経営継承組織や地域担い手育成総合支援協議会を中心に新規就農者の受入体制の拡充と、新規就農者・後継者が安心して就農できる環境の整備を推進します。

また、農業支援塾を通じて若手農業者の育成支援を行い、次代を担う農業者の育成に努めます。

(2) 環境保全と多様性を高める農業の推進**① 地域循環型農業と土づくり**

家畜ふん尿の堆肥化による地域資源循環型農業を推進するとともに、土壌分析に基づく効果的な施肥管理を推進します。また、ICTを活用したほ場管理を行い、健康な土づくりを推進します。

② 安全・安心な農畜産物の生産

特別栽培米生産への支援やGAP(農業生産工程管理)の取組みなど、クリーン農業(環境保全型農業)につながる取組みを進め、安全・安心な農畜産物生産を推進します。

③ 農村環境の維持保全

廃プラスチックの適正処理や水源涵養、自然環境保全、景観形成等、農業の有する多面的機能の発揮により農村環境を保全する取組みを推進します。

(3) 経営基盤の安定強化**① 農業生産基盤の整備**

土地改良事業の継続を図るとともに、農地の大区画化や排水対策事業、営農飲雑用水整備など道営農業農村整備についても継続して推進します。また、農業施設の整備や有害鳥獣対策なども継続して取組みます。

②労働力確保対策

ヘルパー事業や人材派遣会社等の活用、法人化や協業化組織の設立など労働力確保対策を推進し、農業者が安心して生産できる環境を整備します。

(4) 生産性向上と魅力ある農業の推進

①農畜産物の安定生産

〈水稻・畑作〉

北限のもち米団地として、良質米の安定生産や畑作における合理的な輪作体系の確立に加え、土づくり、新たな技術の導入など、品質向上や安定生産に向けた取組みを支援し、良質な農産物の生産を推進します。

〈酪農畜産〉

飼養環境の改善と良質な自給飼料の確保、労働環境の改善を推進し、経営の持続と良質乳・肉の生産により経営の安定化を推進します。

また、家畜の防疫対策の充実を図り、農業者が安心して生産できる環境を整備します。

〈スマート農業〉

経営規模拡大や省力化、品質向上を図るため、気象情報をベースとした収穫適期の推定や病害虫の発生予察に加え、ICTを活用したスマート農業の導入を推進します。

②多様化する地域農業の魅力発信

生産者が、高い意欲をもって生き生きと営農活動を行うことができるよう、自ら開設する直売所等の運営や農畜産加工食品の製造販売など、新たな販売方法の検討や導入を支援し、活力ある農村地域の創造や魅力の発見、情報発信を推進します。

(5) 農用地の有効利用

①農地の流動化、担い手への農地集積の推進

農用地利用改善団体による地域での利用調整を基本とした農用地利用集積計画による農地の集積を図ります。また、農地中間管理機構事業を活用し、担い手への経営農地を面的に集積、農作業の効率化を図ることで農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●認定農業者数	123人	→
●担い手への農地の集積率	82.1%	↗

第2節 林業の振興

現状と課題

本町の森林面積は57,704haで、町総面積の約85パーセントを占めています。このうち約90パーセントを道有林が占め、道内一の面積を有しており、本町の林業は、北海道が実施する道有林野事業をベースに展開してきました。

また、平成30年7月には、町と株式会社SUBARUとの間で「森林保全活動等の具体化に関する協定書」を締結しました。同社では、同協定書に基づき、地球環境保全を目指した持続的・公益的な森林機能を発揮するための森林認証取得や、適切な森林管理による二酸化炭素吸収源対策の推進を図るため、国が認証する「^{*}J-クレジット制度」の活用などに取組むこととしています。

近年、木材価格の低迷や林業生産経費の高騰、林業従事者の高齢化や後継者不足など林業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、林業生産活動や森林整備の停滞が懸念されています。

森林は、林産物の生産のほか、水資源の確保、洪水・土砂崩壊などの災害の防止、生活環境の保全、レクリエーション施設など保健休養の場の提供など、公益的機能を有しており、本町の森林においてもこれらの機能が持続的に発揮される森林づくりが求められています。

今後も、伐採跡地への造林や間伐の実施など適切かつ計画的な森林整備を推進するとともに、林業労働力や労働安全衛生の確保、林業生産性の向上、担い手の育成など、林業経営の体質強化、林産業の振興に向けた取組みが求められています。

【森林面積】

(単位：ha)

区分	総面積	国有林	道有林	町有林	私有林等
平成26年度	57,700	1	51,658	967	5,075
平成27年度	57,700	1	51,662	992	5,045
平成28年度	57,699	1	51,662	1,002	5,034
平成29年度	57,702	1	51,662	1,004	5,035
平成30年度	57,704	1	51,662	1,002	5,038

資料：北海道林業統計

^{*}J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

施策の目的

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため森林資源を有効活用し、水源かん養機能や二酸化炭素の吸収・貯蔵など多面的、公益的な機能を高めるため、適切な森林整備促進と林業生産基盤の強化、林産業の活性化を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 森林の保全と育成

造林から伐採までの森林資源サイクルを着実に推進するとともに、若齢人工林分に対して下刈や除間伐等、保育事業を計画的に進めます。

また、災害の防止と公益的機能の向上を図るため、治山施設と保安林整備を促進するとともに、森林資源を火災から守るため、関係機関等との連携を密にして、林野火災予防の普及・啓発を促進します。

(2) 経営基盤の安定強化

本町に森林を有する北海道・町・森林組合及び林業事業者と連携し、施業の共同化、担い手の育成、機械化の促進などを計画的に進め、林業経営の体質強化を図ります。

美深町民有林等活性化推進事業を活用した高性能林業機械の導入支援を行い、生産コストの低減を図ります。また労働者に対する健康健診事業への助成等、労働環境の改善を図ります。

*森林認証制度(SGEC)を活用した製品の高付加価値化を推進し、町産材の利用促進、地材地消を推進するとともに、町内林業事業者が取得した*森林認証(CoC認証)と連携し、町全体での林産物の利用促進を図ります。

さらに、IT技術を駆使し森林管理を行うスマート林業の取組みや担い手対策については、北海道立北の森づくり専門学院と連携を図り、担い手確保の体制づくりを推進します。

(3) 森林に親しむ環境づくり

豊かな森林環境を活用した、学校教育や健康増進などの活動の場を提供するため、快適で潤いのある森林環境づくりを推進します。

また、本町が取得したJ-クレジット制度を活用し、関係機関と連携しながら、緑化意識の向上と緑化活動の一層の推進を図ります。

*森林認証制度(SGEC)、*森林認証(CoC認証)

独立した第三者機関が適切な森林経営が行われている森林または経営組織などを認証し、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを付けて流通させることで、持続可能な森林経営を支援する民間主体の取組みです。森林に対しての認証は「FM認証」・素材生産から工場等の経営組織に対しては「CoC認証」としている。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●森林整備事業面積（町有林・民有林）	222ha	→
●林業事業団体数	8団体	→

第3部
基本計画

第2章
地域産業の新たな飛躍へ
挑戦するまち



第3節 商工業の振興

現状と課題

本町の商業は、人口減少、景気低迷、公共投資減少などに加え、インターネットなどによる通信販売の普及や近隣市の郊外型大型店舗などへの消費の流出、後継者不足による空き店舗の増加など複合的な要因により、商店数、従業者数、年間商品販売額がともに減少を続けており、商業の経営環境は厳しさを増しています。

今後は、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある店舗づくりとともに、高齢者への配慮や地産地消、インターネットの活用など、商業者の新たな取組みの推進が求められます。また、地域における担い手となる人材の育成と確保に向けた取組みを推進し、商店街の賑わいを再生し、地域を元気づけることが必要です。

本町の工業は、地場資源を活用した木材・木製品製造業や食料品製造業、土石製品製造業、金属加工業などがあるほか、地域の住宅やインフラを支える建設業などが主体となっています。しかし、いずれも小規模企業であり、従業員の高齢化、担い手不足などにより、企業活動は厳しい状況に置かれています。

こうした中、次代に向けた企業の活力を高めるため、新事業開発や人材育成に向けた取組みを促進するとともに、景気浮揚と雇用機会の確保を図るためにも引き続き企業誘致を推進していく必要があります。

【小売商業の動向】

(単位：件,人,万円)

区分	商店数	従業者数	年間商品販売額
平成16年	79	309	658,666
平成19年	77	311	708,765
平成26年	53	285	576,426
平成28年	54	261	524,527

資料：商業統計

施策の目的

商工業者の経営安定化と人材の確保、事業承継の推進、商店街の賑わい創出を図るとともに、魅力ある店舗づくりや町民の住環境整備など町内消費を喚起し、商工業の活性化を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 経営基盤の安定強化

商工会、金融機関、関係機関の連携により、町内企業・事業所の経営分析や相談、指導の充実を図るとともに、事業計画策定支援やブラッシュアップ、需要動向や各種助成制度に関する情報提供など、経営基盤の強化に対する取組みを支援します。

また、地域商工業者の後継者不足が懸念されることから、将来に渡って地域の商工業を維持していくために、商工会や金融機関、関係機関との連携し、スムーズに事業承継ができるような支援を図ります。

(2) 地域経済の活性化の推進

農業者、商工業者、観光関係者の連携を強化し、地域資源を活用した新商品や新サービスの開発及び販路拡大の取組みを促進します。

また、魅力ある店舗づくりや住宅の改修、新築などへの支援を通じて町内の建設需要を喚起し、商店街の賑わい再生、地域経済の活性化を図ります。

(3) 企業誘致・創業支援の推進

企業誘致の促進に向け、地域資源の利活用等に関する情報の発信を中心に、効果的な企業誘致の取組みを推進するとともに、テレワークを活用したサテライトオフィスといった新しい形の企業誘致の取組みについて研究していきます。

また、商工会や金融機関、関係機関と連携し、相談体制の充実や空き店舗情報の提供、新規開業等希望者と既存事業者のマッチングを推進するとともに、創業支援体制の強化を図ります。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●商工会々員数	170企業	→
●商工会加入率	82.1%	↗

第4節 観光の振興

現状と課題

本町には、びふか温泉をはじめ、道の駅、キャンプ場、チョウザメ館、パークゴルフ場、テニスコートなどが整備された「びふかアイランド」や、北海道自然環境保全地域に指定されている高層湿原「松山湿原」、北海道遺産に選定されている北海道第2位の長大河川「天塩川」、山頂からオホーツク海や日本海が眺望できる「函岳」、平成の名水百選「仁宇布の冷水と十六滝」、「トロッコ王国美深」など、多くの貴重な観光資源があります。

また、地域の特徴をいかした着地型観光では、周辺自治体と連携して道北地域のブランディングを図り、自然をいかした「クラフト&プレイ」をコンセプトに雪板作り等の体験が人気を集めています。

今後は、地域の特色をいかした観光商品による交流人口の拡大を地域のビジネスチャンスとしてとらえ、「観光で稼ぐ」という意識を幅広く浸透させ、基幹産業との連携や地域の多様な関係者の参画により、地域の資源をいかした新たな観光資源の発掘と既存資源のさらなる魅力の向上により、新たなビジネスの創出に向けた取組みを推進する必要があります。

【観光入込客数等の推移】

(単位：千人)

区 分	入込客数	宿泊客数
平成26年度	394.8	15.7
平成27年度	399.7	16.0
平成28年度	400.8	16.5
平成29年度	414.3	17.6
平成30年度	407.5	15.6

資料：北海道観光入込客数調査報告書

施策の目的

美深町にしかない自然環境や体験型施設、アウトドアを中心とした着地型観光の推進、各種メディアや観光大使の発信力を活用した観光客の誘致により、交流人口の増加を図ることを目的とします。

 **主要施策**

(1) 観光推進体制の強化

地域観光のマネジメント機能など観光協会の機能の充実を図り、幅広い産業が連携した観光推進体制の強化を図ります。

また、周辺市町村との連携による観光ルートの開発や情報発信に努め、観光客の誘致、滞在型観光の促進に向けた広域連携体制の充実を図ります。

さらに、観光客に対するサービスの充実や魅力ある観光商品を提供するため体験インストラクターなどの人材の確保・育成に努めます。

(2) 地域資源をいかした新たな観光資源の発掘・育成

既存資源のさらなる魅力向上を推進するとともに、本町でしか味わえない食や豊かな自然環境の特性をいかした滞在型・体験型プログラムの開発など、地域資源をいかした新たな観光資源の発掘・育成を推進します。

また、町民、観光協会、関係機関と連携し、町民と観光客がともに楽しめる魅力あるイベントの充実を推進します。

(3) 観光施設等の充実


既存観光施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図るとともに、施設の老朽化に応じ必要な修繕を実施するなど、より魅力を高める取組みを推進します。

(4) 観光情報の発信強化

本町の魅力をホームページや各種媒体などにより広く情報発信するとともに、美深町観光大使による情報発信活動を通じて美深町の知名度向上を図ります。

また、きたいっしょ推進協議会での活動など、周辺自治体と連携し、様々な機会を活用し、観光客の誘致に向けた積極的な情報発信を推進します。

目指す方向性

成 果 指 標	現状値	方向性
●観光入込客数	437,048人	

第3部
基本計画

第2章
地域産業の新たな飛躍へ
挑戦！

第5節 新たな産業の振興

現状と課題

美深町では、昭和58年に水産庁養殖研究所の飼育実験として、びふかアイランド内の三日月湖に300匹のチョウザメを放流したことを契機に、観光振興を主体として、人工ふ化やキャビア採卵の試験研究に取り組んできました。

平成26年に北海道大学大学院水産科学研究院と包括連携協定を締結し、必要に応じた技術指導が受けられる体制が構築され、美深町独自のチョウザメという地域資源を活用した新たな産業化に着手、平成29年からは辺浜地区に施設を整備し、飼育研究に取り組んでいます。

今後は、安定的な生産と販売に向けた体制の構築による産業化、さらには独立した企業への事業移行を目標として取り組んでいく必要があります。

施策の目的

チョウザメの安定的な生産と販路拡大に向けた取組みを推進し、美深町独自の産業として事業化を図ることを目的とします。

主要施策

(1) チョウザメの飼育技術の確立と人材の育成・確保

北海道大学やさけます内水面水産試験場などと連携してチョウザメの研究を進め、美深町の気象条件にマッチしたふ化及び飼育技術の確立を図ります。



また、チョウザメ産業における専門的な人材の育成・確保を計画的に推進します。

(2) チョウザメ製品の開発・販路拡大の推進

キャビアの商品化を目標とし、チョウザメ料理や魚肉加工品など、付加価値の高い新商品開発を推進します。

また、町内でのチョウザメ料理の提供による普及促進を図るとともに、都市部などへのチョウザメ製品の販路拡大に努め、地域のブランド化や消費拡大を推進します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●チョウザメ販売額	1,747千円	
●チョウザメ飼育数	2,620匹	

第6節 就労対策・勤労者福祉の充実

現状と課題

若い世代が地域に定着し、定住するためには働く場の確保が必要ですが、本町においては企業誘致等の取組みを進めているものの、気候や地理的条件などにより、進出企業による新たな事業展開が乏しい現状にあります。

一方で、地元企業においては労働者不足が継続的な問題となり、年間を通じた求人募集も見受けられる中で、高校卒業後は地元に残らず町外へ流出するといった状態が続いている現状もあります。

そのため、国が実施するUIJターンによる地方の担い手不足対策に、関係機関や町内事業所とも連携して取り組む必要があります。

さらに、商工会や地元企業との連携により町内産業や企業に対する理解を深めてもらえるよう地元高校へのPR活動の推進や、事業継続と拡大を見据えた企業に対する就労支援、労働者が安心して働くことができる勤労者福祉対策を、引き続き実施することが必要です。

施策の目的

企業における雇用促進による就労機会の確保を図るとともに、労働者が安心して働くことができる労働環境の充実を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 雇用の安定と確保

国のUIJターンによる起業・就業者創出事業の推進、地元企業の経営基盤強化や新たな地場産業の創出、地元卒業生の雇用支援対策などによって、働く場の確保と安定を図ります。

また、求職者の職業訓練や在職者の技術向上等を行う組織への支援や町独自の助成制度を活用するなど、求職者などに対する就労活動と職業能力向上を推進します。

(2) 労働環境の充実

労働者が安心して就労できる労働環境の充実を推進するとともに、商工会と連携し、各種共済制度の周知・加入促進による福利厚生充実を図り、働く者の生活の安定と福祉の向上を推進します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●新卒者町内就業人数	1人	→
●就業訓練助成利用件数	2件	→



第3部
基本計画

第2章
地域産業の新たな飛躍へ
挑戦するまち

第3章 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち

第1節 幼児教育の充実

現状と課題

人間形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性が一段と高まる中、「認定こども園美深町幼児センター」では、0歳から就学前の乳幼児の一体的な教育・保育を実施しています。

また、保護者の就労等に対する支援策として、一時保育、預かり保育、時間外保育の実施、子育て相談のほか未就園児や保護者が交流する子育て支援室、遊びの広場などを開設し、子育て支援の拠点として地域に根ざした幼児教育・保育の充実を図ってきました。

幼児期は、基本的な生活習慣や態度、人とのかかわりなどを身に付ける重要な時期であり、子どもたちが心身ともに健やかに明るく成長できる環境をつくるとともに、子育ての悩みや不安を抱えた保護者が孤立しないよう、家庭・地域・行政が連携し、まち全体で子どもを育てる環境を整備する必要があります。

幼児センターは、幼児教育と保育、子育て支援を行なう地域の拠点として、多様化するニーズに対応していくことが求められています。

【入園児数の推移】


(単位：人)

年度 年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0歳児	0	1	2	1	2	4
1歳児	13	8	8	9	7	9
2歳児	16	16	13	11	9	13
3歳児	30	27	27	15	22	20
4歳児	27	33	31	25	13	20
5歳児	35	27	35	29	25	16
合計	121	112	116	90	78	82

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の目的

将来を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子育てできるまちを目指し、幼児教育・保育と子育て支援事業の充実を図ることを目的とします。

 主要施策

(1) 幼児教育・保育の充実

幼児が、遊びや生活を通して色々なことを体験し学ぶことで、生涯にわたる人間形成の基礎づくりができるよう幼児教育の充実を図るとともに、多様な家庭環境に対応するための保育機能の充実を図ります。



また、幼児教育・保育の拠点となる幼児センターを円滑に運営できるよう、職員の資質の向上を図るとともに、施設・設備の適切な維持管理など、教育・保育環境の充実に努めます。

(2) 子育て支援事業の充実

未就園児の子育て支援の場としての子育て支援室を核に、遊びの広場、仲間づくり、子育てに対する不安や悩みの解消に向けた相談など、子育て支援事業の充実を図ります。

また、事業実施を通じて子育てを巡る課題の把握に努め、関係機関と連携して子育て支援を進めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●幼児教育に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	41.9%	
●子育て支援室の利用者数（令和元年度利用延べ人数）	1,168人	



第2節 学校教育の充実

現状と課題

グローバル化や情報化の進展、環境問題の深刻化、経済社会構造の変化など子どもたちを取り巻く環境が変化する中、教育においても学習指導要領が改訂されるなど大きな転換期を迎えており、学校教育全体および各教科等における指導等において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱のバランスある育成を通じ、自らが考え主体的に行動できる力、思いやりや心豊かな人間性と健やかな体を育む教育活動の充実が求められています。

本町では、自ら学び、考え、行動する力を養い、確かな学力と体力の向上に努めるとともに、情報化や国際理解教育への対応、特別支援教育、山村留学制度の推進など、多様な教育の充実に取り組んできました。また、スクールバスの運行や安全安心な教育環境の整備、学校施設等の適切な維持管理、完全学校給食のスタートなど安心して学べる環境づくりに努めてきました。

今後、児童生徒の減少が予想されるものの、地域特性をいかした教育や特別支援教育の充実、安心して学べる環境づくり、魅力ある高等学校づくりへの支援など、町の実態に即した特色ある学校づくりが求められています。

【学校数・児童生徒数・学級数・教員数の推移】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数	小学校（校）	2	2	2	2	2
	中学校（校）	2	2	2	2	2
児童生徒数（人）		280	283	286	278	277
	うち美深小学校	154	174	178	173	171
	うち美深中学校	106	89	88	87	86
	うち仁宇布小中学校	20	20	20	18	20
学級数〈普通-特学〉(学級)		14-7	13-9	13-9	13-10	14-9
教員数（人）		46	48	46	50	48

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

【高等学校の生徒数の推移】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
美深高等学校	65	56	58	70	78
美深高等養護学校	124	133	130	117	108

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の目的

子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱としながら、次代を担う人材の育成を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 特色ある教育活動の充実

急激な社会変化の中にあっても自ら考え主体的に行動できる力を養い、思いやりや心豊かな人間性を育む教育をとおり、児童・生徒の「生きる力」を育成します。

また、山村留学をはじめ、各学校の創意工夫をいかした魅力ある学習活動を進めるとともに、地域の自然や産業、身近な人材などをいかした地域ならではの特色ある教育を推進します。

(2) 学力と体力の向上

新しい学習指導要領に基づき、基礎・基本の確実な習得による学力と体力の向上を基本とし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、身近な地域人材などの教育力や豊かな教育資源を活用して、地域の特性をいかした教育を推進します。

また、英語教育推進担当者及び外国語指導助手(ALT)の配置を継続し、英語教育の充実を図るとともに、ICTを活用した情報教育を推進します。

(3) 安心して学べる環境づくり

学校及び関連施設の適切な管理やスクールバスの運行、感染症予防をはじめとする保健衛生管理など、安全で快適な教育環境づくりに努めます。

また、学校給食は、安全安心で栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、学校と連携した食育の推進や地元食材を使った給食の提供に努めます。

(4) 地域と一体となった学校づくりの推進

保護者をはじめ、地域からの学校運営に対する意見や評価を反映させるとともに、子どもや学校が抱える課題を地域で解決し、子どもの健やかな成長と質の高い学校教育を実現するため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の充実を図ります。


(5) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が、その状態に応じ安心して教育を受けることができるよう、特別支援員による活動支援を行うとともに、社会生活上必要となる知識や技能、態度など、自立するための基礎となる力の育成に努めます。

(6) 高等学校教育の充実

社会状況の変化、高等学校へのニーズの多様化を踏まえ、高等学校や関係団体と連携を図り、活力ある教育活動の展開と地域特性をいかした特色ある学校づくりを支援します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●学校教育に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	44.8%	



第3節 社会教育の充実

現状と課題

子どもから高齢者まで、すべての住民が生涯をとおして豊かに学び、自己を高め、学びの成果を社会の中でいかすことができる社会教育の環境づくりが求められています。

本町では、こうしたニーズの変化に対応するため文化会館を活用した各種学級や講座など様々な学習機会を提供するとともに、地域文化の向上や住民の学びの場として施設の充実に努めてきました。

住民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供や、指導者、後継者の育成を進め、学習活動内容の充実を図るとともに、社会教育推進体制の強化が必要となっています。

【社会教育関係団体一覧】

(単位：団体、人)

団体名	構成団体数	会員数
美深町PTA連合会	4	352
美深町文化協会	20	310
美深町生涯学習連絡会議	13	200
美深町青少年育成協議会	37	100
美深町郷土研究会	—	30
COMカレッジ110美深大学	—	303

資料：教育委員会調べ（令和元年度）

【社会教育施設一覧】

名称	設置数	設置年月
児童館	1	昭和43年11月
文化会館COM100	1	平成10年7月
文化ホール	(1)	
郷土博物館	(1)	
郷土博物館分館『伝承遊学館』	(1)	平成14年10月

資料：教育委員会調べ（令和元年度）

【その他民間施設】

名称	開業年
アートヴィレッジ恩根内（旧恩根内小学校）	平成24年

資料：教育委員会調べ（令和元年度）

施策の目的

多様化する学習ニーズに応じた学習機会の充実を図り、住民一人ひとりの主体的な学習活動の機運を高め、生涯学習活動が活発に展開される環境づくりを目的とします。

主要施策

(1) 家庭・地域教育の推進

美深の子どもは町民みんなで育てるという意識のもと、家庭や地域が連携した事業の推進に努めます。

(2) 子どもの居場所づくり

多様な家庭環境におけるニーズに対応するため、児童館をはじめとして、子どもたちが安心して放課後や休日を過ごせる居場所づくりを推進します。

(3) 生涯学習環境の充実

町民のライフスタイルに応じた学習機会の整備・充実を図り、誰もが生涯をとおして学び続けることができるよう、各種講座の開設など学習環境の充実に努めるとともに文化団体やサークル活動の支援に努めます。

また、図書室については、蔵書の充実や利用しやすい環境整備に努めます。


(4) 青少年の健全育成

子どもの安全を守るため、青少年育成協議会と連携した見守り活動と青少年の健全育成を推進します。

(5) 次代を担うリーダーの養成

各団体の活動の推進を図るため、各種研修会等への派遣などをおして、指導者の養成、リーダーの発掘・育成に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●生涯学習に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	34.3%	

第4節 芸術・文化活動の推進

現状と課題

芸術文化活動や郷土の歴史に触れる活動は、心の豊かさとするふるさとへの郷土愛を育む上で重要な役割を果たします。

地域と連携した文化活動を推進するため、文化協会をはじめとした各団体への支援や、青少年への芸術鑑賞の機会提供により情操教育を推進する必要があります。

本町では、文化会館COM100を拠点として、各文化団体による多様な活動が展開されるとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会が提供されており、今後も優れた芸術文化に触れる機会をつくっていく必要があります。

郷土資料は、先人たちが築いてきたまちの歴史であり、郷土愛を育むためにも、まちの貴重な財産として次代に伝承していく必要があります。

また、文化会館COM100は、計画的な設備や施設の改修により、社会教育や芸術文化の拠点施設として維持していく必要があります。

施策の目的

芸術文化活動を通じて豊かな心を育むとともに、先人たちが築いてきたまちの歴史や文化を次代に継承することを目的とします。

主要施策

(1) 芸術・文化活動の推進

文化協会をはじめとした文化団体の活動を支援するとともに、自主的な活動の推進を図ります。

また、COM100文化ホール自主事業など、住民が優れた芸術文化に広く触れる機会の提供に努めるとともに、芸術・文化活動の拠点となる施設の維持と機能充実に努めます。

(2) 歴史資料の保存と伝承

まちの歴史資料の収集と保存、展示による普及啓発に努め、次代へのまちの歴史と文化の伝承を図ります。

美深町内の文化財・史跡一覧

【指定文化財】

名称	説明
天塩川名由来の地	アイヌ語で「テッシ・オ・ペツ（「梁：やな」の多い川）。安政4年松浦武四郎が名付け（びふかアイランド内）
富岡遺跡	縄文文化中期の遺跡
モンポナイ遺跡	擦文時代の住戸跡
楠遺跡	
松山湿原	標高797mの高層湿原。昭和51年北海道自然環境保全地域指定、昭和58年天然記念物に指定。

【銘 木】

名称	説明
美深町教育記念保護樹木	樹齢200年超と推定のハルニレ。昭和48年北海道指定

【史 跡】

名称	説明
松浦武四郎 宿営の地	安政4年6月13日・24日に宿営
平喜三郎入植の地	明治32年5月25日入植。美深町の開基
森内駅通所跡	大正3年3月廃止
美深尋常高等小学校所属 5線分教場跡	大正4年6月新校舎へ。後の辺溪小学校
川端駅通所跡【美深駅通所跡】	大正12年頃廃止、昭和3年7月焼失
国内最低気温観測所	昭和6年1月 マイナス41.5度を観測
ニウブ駅通所跡	昭和18年廃止
雄木禽特別教授所跡	昭和18年3月閉校し統合となる
東洋水銀鉱業株式会社 天塩鉱業所跡	昭和20年8月 終戦と同時に閉鎖
奉安殿	戦後解体されず公徳小学校敷地内から移設
御車小学校跡	昭和36年3月閉校し統合となる
美深町役場庁舎跡	現庁舎に移転前の庁舎跡
辺溪小学校跡	昭和39年3月閉校し統合となる
厚生中学校跡・楠小学校跡	ともに昭和40年3月閉校し統合となる
公徳小・中学校跡	中学校は昭和40年に分校化、42年閉校 小学校は昭和50年3月閉校となり統合

名称	説明
斑溪小学校跡	昭和51年3月閉校し統合となる
美深第二小学校跡・美深小学校跡	昭和52年4月両校を統合し校名を美深小学校として開校
清水小学校跡・恩根内中学校跡	ともに昭和56年3月閉校となり統合
玉川小・中学校跡	中学校は昭和41年3月閉校となり統合 小学校は昭和59年3月閉校となり統合
恩根内第一尋常小学校跡	昭和15年厚生尋常小学校（厚生小学校）に改称
厚生小学校跡	平成11年3月閉校し美深小学校に統合
恩根内小学校跡	平成20年3月閉校し美深小学校に統合

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●文化芸術活動に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	32.7%	→

第3部
基本計画



第3章
次代を生き抜く力と
豊かな心を育むまち

第5節 スポーツ活動の推進

現状と課題

住民の健康志向の高まりを背景に、子どもから高齢者まで幅広い年代において多様なスポーツを楽しむ人が増えています。

本町では、町民大運動会をはじめとする各種大会や教室の開催など多くの運動機会の提供に努めてきました。また、住民が気軽にスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブ「NPO法人びふかスポーツクラブ」が設立され、様々なスポーツ事業が展開されています。

さらに、北海道教育大学、仙台大学と相互協力協定を締結し、子どもたちの体力・運動能力向上に向けた取組みを実施しています。

しかし、人口減少や高齢化などにより各種大会などへの参加者やスポーツ指導者の減少が課題となっています。

【社会体育施設の一覧】

施設名称	開設年度
町民体育館	昭和55年度
町営プール	昭和50年度
町営球場	昭和47年度
町営テニスコート	昭和62年度
運動広場（パークゴルフ場・グラウンド）	平成4年度
北町ゲートボール場	平成3年度
ゴルフ練習場	平成3年度
美深スキー場	昭和40年度
FIS公認エアリアルコース	平成18年度
相撲場（相撲土俵）	昭和59年度
学校体育施設開放	

資料：教育委員会調べ（令和元年度）

【スポーツ団体一覧】

団体名	団体数	会員数
美深町スポーツ協会	12	401
美深町スポーツ少年団	9	154
NPO法人びふかスポーツクラブ	団体会員2	個人会員139

資料：教育委員会調べ（令和元年度）

施策の目的

住民一人ひとりのライフスタイルや年齢、性別、体力、興味などに応じて、誰もが生涯を通じて、気軽にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目的とします。

主要施策

(1) スポーツによるまちづくりの推進


スポーツの力で元気なまちづくりを推進するため、魅力あるスポーツイベントの開催に努めます。冬季スポーツの推進においては、大会の誘致・開催、合宿誘致など、町内外の関係機関と連携し、事業を推進します。

美深町スポーツ協会やスポーツ少年団、NPO法人びふかスポーツクラブなど団体への支援を通じてスポーツ活動の推進を図るとともに、「こどもスポーツ未来基金」を有効に活用し、幼児から高校生まで、スポーツ活動に係る幅広い支援に努めます。

(2) スポーツ施設の充実

住民が安全で快適にスポーツを楽しめるよう、町民体育館をはじめとして、老朽化が進む施設については、計画的な改修や設備の更新に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●スポーツ活動に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	48.6%	

第4章 健やかに安心して暮らせるまち

第1節 健康づくり・医療の充実

現状と課題

健康であることは、生きがいを持ち充実した生活を送るための基盤であり、住民一人ひとりが健康づくりへの意識を高め、自らのライフステージに合わせた健康づくりを心がけることが重要になります。ライフステージに合せた適切な食生活や運動による健康増進、生活習慣病や感染症の予防、疾病の早期発見と治療、こころの健康づくりなど、正しい知識の普及と予防医療の推進により、健康に暮らせるまちを目指し健康寿命の延伸に向けて取り組むことが必要です。

また、少子高齢化社会の進展により、医療に対するニーズが多様化するなか、住民がいつでも安心して医療サービスが受けられる体制が求められていることから、上川北部区域地域医療構想を考慮しながら医療体制を確保し、名寄保健所、名寄市立総合病院等、広域的な連携体制の強化を図り、住民・患者の視点に立った医療体制の充実に努める必要があります。

【特定健診受診率の推移】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者（人）	933	880	838	818	807
受診者（人）	515	497	443	424	403
受診率（％）	55.2	56.5	52.9	51.8	49.9

資料：住民生活課調べ（令和元年度）

施策の目的

一人ひとりが自分の健康は自分でつくるという意識をもって、健康管理に取り組み、心身ともに健やかに暮らすことができるまちづくりを目的とします。

主要施策

(1) 健康づくりの推進

すべての住民が生涯を通じた健康的な生活習慣の確立を目指し、心身ともに健やかに暮らすことができるよう、住民の自主的な健康づくりを促進するとともに、まち全体で健康づくりの推進に努めます。

また、特定健康診査等計画やデータヘルス計画、食育推進計画などの他の関連する計画と整合性を図りながら、健康増進計画や自殺予防対策行動計画などの策定に取り組めます。

(2) 病気の予防と早期発見の推進

生活習慣病の発症予防や重症化予防につなげるため、特定健康診査やがん検診等の各種健診を実施し、住民の健康の保持増進に努めます。

健診等によって得られた情報から町の特性に応じた健康施策を講じ、相談体制の充実を図るとともに、受診率の向上に向けた取組みを推進します。




また、日常生活の中で感染症を予防するための習慣への定着を図り、感染症のまん延防止に努めます。

(3) 地域医療の確保

すべての住民が適切な医療サービスを受けられるよう、地域医療の確保・充実に努めます。

また、関係機関と連携を図りながら、広域的な医療機関相互の機能分担ができる医療体制の充実に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●保健・健康づくりに満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	55.2%	
●定期的に健康診査を受けている町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「定期的に健康診査を受診している」と回答した割合	83.4%	
●医療に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	23.6%	

第2節 子育て環境の充実

現状と課題

近年、少子高齢化や共働き世帯の増加、核家族化、地域での人間関係の希薄化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困など、社会の変化にともない、子育て環境は大きく変化しています。

このような中、「美深町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を展開してきたところですが、少子化対策の取組みはもとより、子育てを地域全体で支援していく気運を高め、安心して子どもを産み・育てられる環境をつくっていくことが求められています。

施策の目的

地域全体で子どもを育てる気運を高めるとともに、子育て世代へのサービスとサポート体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的とします。

主要施策

(1) 子育て環境の整備

妊娠から子育てまで、切れ目のない子育て支援を推進するため、子育て世代包括支援センターを設置し、保健・医療・福祉・教育分野の様々な関係機関と連携した子育て環境の整備の充実を図ります。

また、子どもが安心して遊べるよう、関係部署との連携により、既存施設を活用しながら屋内外で遊べる場の確保に努めます。

(2) 子どもを産み育てるための経済的支援

不妊治療費助成や乳幼児等医療費助成事業など、安心して子供を産み育てるための経済的支援の充実を図ります。

(3) 要保護児童等への支援

関係機関・団体が連携した要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待やひとり親家庭への支援、障がい児施策の充実など、要保護児童等へのきめ細やかな支援を推進します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●子育て支援に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	35.6%	→
●子育てしやすいまちと思う割合 「子ども・子育て支援事業計画調査」で、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合	75.6%	→



第3節 高齢者支援の充実

現状と課題

本町では、65歳以上の高齢者人口は4割を超え、およそ4人に1人が75歳以上の高齢者となっています。近年の高齢者人口は、若干減少傾向が見られますが、ひとり暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者世帯の増加が予想されます。

これからの高齢者福祉については、住民同士が支え合い、また、高齢者自らも支える側に回り、社会参加活動をとおして生きがいづくりと地域との交流から、ひいては介護予防に繋がって行くことが求められています。

今後とも恒久的な高齢者福祉の充実を実現するために、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護関連施設の整備充実とサービス提供基盤の強化を進めていく必要があります。また、介護人材確保の状況はますます厳しくなっていますが、今後は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、高齢者介護を支える人的資源の確保が大きな課題となっています。

【高齢者人口と高齢化率の推移】

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口 (人)	4,645	4,594	4,501	4,376	4,251
高齢者人口 (人)	1,771	1,783	1,772	1,760	1,756
高齢化率 (%)	38.13	38.81	39.37	40.22	41.31

資料：保健福祉課調べ（各年10月1日現在）

【要介護(支援)者数と保険給付費の推移】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護(支援)者数 (人)	332	339	323	313	307
保険給付費 (千円)	451,755	460,723	456,567	433,781	459,616

資料：保健福祉課調べ ※要介護(支援)者数は各年10月1日現在、保険給付費は実績額

施策の目的

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目的とします。

主要施策

(1) 高齢者の積極的な社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って健康で豊かな社会生活を送れるよう、元気な高齢者の地域における就労やボランティア活動などを支援するため、シルバー人材センターへの運営支援、老人クラブ活動等の支援や学習の場の提供に努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるための施策の充実を図ります。

(3) 高齢者介護・福祉施設の整備



特別養護老人ホームについては、老朽化が進んでいることから施設整備を進めます。

また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で生活を継続できるように、認知症対応型グループホームの追加整備を推進します。

(4) 人材の育成・確保

保健福祉・介護従事者の不足が懸念されることから、人材確保対策を継続し、養成及び就業の促進を図るとともに、町内各関係機関と連携し、介護従事者の長期定着や安定的な確保に向けた施策の充実を図ります。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●高齢者福祉に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	36.8%	
●高齢者に占める要介護(支援)認定者の数	313人	

第4節 障がい者支援の充実

現状と課題

障がい者(児)を取り巻く環境は、地域での自立した生活や社会参加への意欲の高まりが見られる一方、高齢化による障がいの重複化など、多様に変化しています。

障がい者(児)が安心して自立した日常生活や社会生活を営むには、必要なサービスや相談支援を提供する体制を整備するとともに、地域住民の障がいへの正しい理解が重要となります。関係機関との連携協力により障がい者(児)へのサービス利用の定着を促進していくとともに、法改正などにも柔軟に対応しながら、総合的に障がい者福祉の充実を図っていくことが求められています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	282	270	251	236	221
知的障がい	67	70	74	72	70
精神障がい	23	27	26	26	28
計	372	367	351	334	319

資料：保健福祉課調べ（各年4月1日現在）

施策の目的

障がい者(児)が、能力や適性に応じて自立した社会生活を送れるよう、生活、就労、相談など多面的に支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目的とします。

主要施策

(1) 安心して暮らせる環境の整備

障がい者(児)が、地域で安心して生活できるよう、福祉・医療サービスの充実、相談体制の強化を図るとともに、障がい者(児)への正しい理解を深めるため広報啓発活動を推進します。

また、障がい者(児)が自立した生活を送れるよう、活動の場の確保や就労能力の向上、就労先の確保、障がい者団体への活動支援やまちづくり活動への参画を推進します。

(2) 地域生活の基盤確保


障がい者(児)個々の実情に応じた住環境を整備するため、日常生活用具給付事業や介護保険制度による助成制度などの周知や公共施設の改善に努めます。

また、障がい者(児)が利用しやすい移動・交通手段の確保に努めるとともに、障がい福祉等に関する制度や各種支援制度など、必要な情報の提供に努めます。

(3) ライフサイクルにおける個人支援体制の充実

福祉、保健、教育の連携により、乳幼児期、学齢期、青・壮年期、高齢期、それぞれライフサイクルに応じた専門的かつ個別の連携・支援体制の整備を図り、各期における課題の解決に努めるとともに、本人の状況が変わってもサービスの切れ目が無く対応できる支援体制の充実に努めます。

目指す方向性

成 果 指 標	現状値	方向性
●障がい者福祉に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	32.6%	

第5節 地域福祉の充実

現状と課題

地域のつながりの希薄化などにより、地域の中で培われてきた相互扶助機能の低下が懸念される中、地域が抱える課題やニーズは増加・多様化しており、地域福祉の重要性は増しています。

本町では、福祉団体の育成や人材の育成を推進するとともに、社会福祉協議会が実施する地域福祉推進事業を支援し、住民の福祉意識の高揚とサロン活動を支えているボランティアの育成推進に努めるとともに、民生委員・児童委員(福祉委員)においても自治会と連携するなど、相談・支援体制の充実を図ってきました。

今後も、すべての住民が住み慣れた地域において健康で安心して暮らせるよう、新たな地域福祉ニーズの発掘と推進体制を確立し、自治会を中心とした地域で支え合うまちづくりを推進する必要があります。

【福祉団体一覧】

(単位：人)

団 体 名	会員数
美深町社会福祉協議会	1,568
美深町遺族会	28
美深町老人クラブ連合会	265
美深町身体障害者福祉協会	13
美深町手をつなぐ親の会	138

資料：保健福祉課調べ（令和2年4月1日現在）

施策の目的

すべての人々にとって暮らしやすい地域社会づくりをめざし、助け合い、支え合いによる地域福祉の推進を目的とします。

主要施策

(1) 地域福祉の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、相談体制の充実を図るとともに、地域で支え合う意識を醸成し、インクルージョン理念の定着が図られるよう、意識啓発活動を推進します。

また、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を促進するとともに、生活困窮者支援や権利擁護体制の推進を図ります。



(2) 社会福祉協議会等への活動支援

地域福祉における重要な役割を担っている社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生委員・児童委員(福祉委員)、ボランティア団体等との連携の強化と活動支援に努めます。

(3) 地域福祉を担う人材の育成・確保

中長期的な福祉人材の確保・育成・定着に向けて、福祉職場のPRや職員研修の充実等、関係機関と連携し取組みを推進します。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●地域福祉に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	33.3%	
●地域福祉活動に参加している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「地域福祉活動に参加している」と回答した割合	31.0%	

第6節 社会保障の充実

現状と課題

国民健康保険制度は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、平成30年4月から、「北海道国民健康保険運営方針」に基づき道と町が一体となり事業を運営し、財政運営の責任主体は北海道が、資格管理や保険税の賦課徴収などは町が担っています。

後期高齢者医療制度については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、健全運営を推進しています。

介護保険制度は、高齢化の進展にともない、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定され、介護予防の充実や地域の実情に応じた効果的な介護サービスの確保が求められます。

国民年金制度については、少子高齢化が進展する中で高齢者の生活基盤を支える主要な社会保障制度であることから、引き続き町民の年金受給権の確保や制度の理解を得るため周知・啓発を行っていく必要があります。

生活保護制度は、生活を保障する制度であるとともに、自立支援を目的としています。高齢化、核家族化等の社会的要因や経済・雇用情勢の影響を受け、被保護世帯は増加傾向にあることから、セーフティネットである生活困窮者制度の取組みを強化する必要があります。

【国民健康保険加入世帯数等の推移】

区 分	総世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	世帯加入率 (%)	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
平成27年度	2,329	780	33.5	4,621	1,309	28.3
平成28年度	2,306	744	32.3	4,531	1,251	27.6
平成29年度	2,267	717	31.6	4,406	1,182	26.8
平成30年度	2,218	706	31.8	4,278	1,138	26.6
令和元年度	2,179	685	31.4	4,165	1,120	26.9

資料：住民生活課調べ（各年度3月末現在）

【後期高齢者医療加入者数等の推移】

区 分	人口（人）	被保険者数（人）	加入率（%）
平成27年度	4,621	1,053	22.8
平成28年度	4,531	1,041	23.0
平成29年度	4,406	1,026	23.3
平成30年度	4,278	1,023	23.9
令和元年度	4,165	1,010	24.2

資料：住民生活課調べ（各年度3月末現在）

施策の目的

社会保障の充実に努め、すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができる社会づくりを目的とします。

主要施策

(1) 国民健康保険の安定的な運営

北海道国民健康保険運営方針に基づき、制度の周知を図るとともに、安定的かつ健全な運営を確保するため、国民健康保険税の収納率向上を図ります。

また、特定健康診査及び特定保健指導の推進により生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を促進し、医療費の抑制に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運用

後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、後期高齢者医療広域連合と連携し、安定的かつ健全な運営を推進します。

(3) 介護保険制度の適正な運営

高齢者が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、低所得者に対する介護保険サービスにともなう利用者負担の軽減措置を講じます。


(4) 国民年金制度の周知・啓発

年金相談や広報紙等を活用し、住民に制度の趣旨を正しく理解してもらうよう制度の周知・啓発に努めます。

(5) 生活保護制度の適切な運用

生活困窮者等が、適切な支援を得られるよう、関係機関と連携し、制度等の周知や支援に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●社会福祉・社会保障に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	29.9%	

第5章 みんなでつくる

自立したまち

第1節 住民参画のまちづくりの推進

現状と課題

少子高齢化や都市部への人口流出が進み、人口減少・経済縮小が進む中、地域の特性をいかし、地域自らが考え行動することが求められており、将来のまちづくりを担う人材の育成、官民が連携してまちづくりを推進する体制の構築が必要です。

自治会を中心とする地域コミュニティ活動は、地域形成の基本と位置づけ、地域担当員の配置やコミュニティセンターの整備など、安心して活動できる環境の整備を図ってきましたが、住民の減少や近所づきあいの希薄化、役員の担い手不足など、活動の停滞が懸念されています。今後の自治会の活動や地域のあり方について、住民一人ひとりが積極的に考えていく必要があります。

町の施策を住民に広く発信するため、町広報誌やホームページ、防災情報端末機などを活用して情報発信に努めるとともに、住民の意見を広く聴き、住民ニーズに合った施策を展開するため、広聴活動に力を入れていく必要があります。

施策の目的

住民の意見を広く聴き、住民ニーズに沿った施策の展開に努めるとともに、地域コミュニティ活動が円滑に実施できる環境を整備し、住民一人ひとりがまちの将来を考え、行動するまちを目指します。



主要施策

(1) 住民参画の促進

住民が自らまちの将来を考え、積極的にまちづくりに参画するまちを目指すため、地域の中心となる人材の育成とまちづくりに参画できる環境の整備を推進します。

行政サービスでは対応できない住民ニーズに対応するため、住民が主体となって展開する新たな公共サービスの充実を図ります。

(2) コミュニティ活動の推進

地域担当者による地域の現状把握や活動支援に努めるとともに、自治会の地域計画に基づく活動を支援し、活動の拠点となるコミュニティセンター等の確保を図ります。

また、人口減少や高齢化に対応する将来の地域の在り方について相談・検討を進めます。

(3) 男女共同参画の推進




職場・家庭・地域などあらゆる分野において、性別に関係なく意欲に応じて活躍できる社会を実現するための基盤づくりに努めます。

(4) 情報発信・広聴活動の充実

広報誌やホームページ、防災情報端末機などを活用し、効果的な情報発信を推進します。

また、地域の課題解決や住民ニーズに合った施策を展開するため、懇談会の開催やアンケートの実施等により住民の意見を広く聴く機会の確保に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●住民参画・まちづくり地域福祉に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	30.1%	
●コミュニティ活動に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	35.9%	
●町政に関心がある町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「町政に関心がある」と回答した割合	80.4%	

第2節 関係人口の創出

現状と課題

少子高齢化や都市部への人口流出など、人口減少と地域経済の縮小は進んでおり、今後もさらに進むことが見込まれます。地域の活性化には、住民のふるさとへの愛着を高め、つながりを持つ関係人口を増やし、人を呼び込むことが求められます。

姉妹町交流や経済交流、ふるさと運動など、これまで続けてきた人や地域、企業とのつながりをいかしながら、さらに美深町と関わりを持つ関係人口の創出を目指す必要があります。

また、都市部から地方へ移住を希望する人の動きもあることから、移住希望者への住宅確保や住環境整備が求められています。

施策の目的

あらゆる分野で美深町との関わりを持つ関係人口を増やすため、美深町とのつながりを大きくすることで、移住者の増加や地域の活性化を図ることを目的とします。

主要施策

(1) 移住定住の促進

町の魅力発信と移住体験の推進、移住希望者の相談体制を充実するとともに、ワーケーションなど新たな人の流れに対応できるよう検討を進めます。

さらに、地域おこし協力隊や集落支援員などの制度を活用し、行動力のある人材を受入れ、地域の活性化を図ります。

(2) 多様な交流活動の推進

姉妹町である福岡県添田町やSUBARUを通じた群馬県太田市、松浦武四郎でつながる三重県松坂市など、これまで築いてきた多様な地域との文化的・経済的な交流を継続し、人材育成や地域活性化を推進します。

(3) 国際交流活動の推進

教育・文化を中心に国際交流活動を推進し、多様な分野でグローバル化に対応できる国際感覚を持つ人材の育成に取り組めます。

(4) ふるさと会活動の推進

都市部に住む美深町出身者など、美深への思いを持つ人との交流を継続できるよう、ふるさと会活動を支援します。

また、若い世代との交流を活発にするための取組みについて検討を進めます。

(5) 産学官連携の推進

「企業(産)、大学・研究機関(学)、町(官)」の連携により取組んでいるチョウザメ産業を推進するとともに、教育や観光など幅広い分野における連携について検討を進めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●移住体験住宅年間延べ利用日数	243日	→
●国際交流・地域間交流に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	19.9%	→



第3節 行政経営の充実

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴う住民ニーズや行政サービスの多様化に加え、人口減少や高齢化による町税をはじめとする財源の減少が見込まれる中、行財政改革や町民による行政評価、周辺市町村との広域連携など、効果的な行政経営を目指し取組みを推進してきました。

今後、住民活動の基盤となる公共施設の老朽化に伴う更新費用が増大するなど、行政経営はさらに厳しさを増すことが見込まれており、限られた財源と職員数で最大限の効果を上げられるよう、健全で効果的な行政経営が求められています。

施策の目的

限られた財源を効果的に活用し、健全で効果的な行政経営を図ります。

主要施策

(1) 効果的な行政経営

住民サービス向上や健全な行政運営の実現のため、行政改革を推進します。また、住民による行政評価の実施により、施策の検証と住民ニーズに即した施策の展開を推進するとともに、周辺市町村との広域連携の推進により、効果的な行政経営に努めます。

全庁的に導入している各種OAシステムについては、適切な管理・更新により安定的な運用に努めるとともに、テレワーク環境を活用して災害や感染症の対応など、働く環境の整備を推進します。

また、サイバー攻撃による被害を防止し、各種OAシステムの運用に支障をきたさないよう十分なセキュリティ対策を講じます。

(2) 健全な財政基盤の確保

町税の適正な賦課・徴収やふるさと納税制度の活用など、自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源を効果的に活用するため、補助金や負担金など経常的経費の精査を図るとともに、事務・事業の見直しを行い、計画的、安定的な財政運営に努めます。

(3) 職員の資質向上

職員の資質向上と個々の能力開発に向け、職員の自主研究や自己研さん活動を推進し、積極的に研修を受けられる体制の構築に努めます。

また、職員の能力向上につながるよう人事評価制度を適正に運用します。

(4) 適切な公共施設の管理

施設の老朽化や災害時の対策、利用者の高齢化への対応など、公共施設等総合管理計画個別施設計画等に基づき、将来に向け必要な対策と、計画的な管理に努めます。

目指す方向性

成果指標	現状値	方向性
●行財政改革の推進に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	20.4%	→
●経常収支比率	74.0%	→
●実質公債費比率	13.4%	→
●広域行政の推進に満足している町民の割合 「まちづくり意識調査」で、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した割合	41.0%	→



第6章 財政計画

1. 計画期間における財政の見通し

(1) 財政の見通し

計画期間における財政については、人口減少や少子高齢化により社会構造が変化する中、国や地方を取り巻く環境も日々変化しており、依然厳しい状況が続くことが予想されます。財源の確保に最大限努めるとともに、施策評価による事業の検証と見直し、行政改革の推進など、限られた財源の効果的な活用に努めます。

実施計画の遂行に充てることができる一般財源については、過去の決算状況と現行制度を基本に、人口推計等の状況などを加味して推計します。

①一般財源

主要な一般財源である町税や地方交付税などは、人口減少等の影響による減少が見込まれ、他の財源についても大きな増加は期待できないため、現状維持から減少傾向での推移を見込み、計画年度毎の一般財源を35億円と推計します。

〈表1〉過去の一般財源の推移

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1 経常的な一般財源	3,425	64.9	3,437	63.1	3,385	61.5	3,314	62.0	3,375	59.6
町 税	387	7.3	398	7.3	409	7.4	435	8.1	448	7.9
地 方 譲 与 税	97	1.8	96	1.8	95	1.7	96	1.8	104	1.8
地方消費税交付金	101	1.9	89	1.6	92	1.7	93	1.7	88	1.6
自動車取得税交付金	15	0.3	16	0.3	24	0.4	21	0.4	14	0.2
普通地方交付税	2,820	53.4	2,834	52.0	2,760	50.1	2,665	49.8	2,710	47.8
そ の 他	5	0.1	4	0.1	5	0.1	4	0.1	11	0.2
2 臨時的な一般財源	846	16.0	909	16.7	781	14.2	823	15.4	781	13.8
特別地方交付税	240	4.5	219	4.0	218	4.0	220	4.1	207	3.7
繰 越 金	383	7.3	473	8.7	400	7.3	340	6.4	298	5.3
財調および減債基金繰入金	50	0.9	60	1.1	22	0.4	92	1.7	139	2.5
寄 附 金	0	0.0	21	0.4	0	0.0	12	0.2	39	0.7
町債（臨財債）	172	3.3	132	2.4	133	2.4	128	2.4	93	1.6
そ の 他	1	0.0	4	0.1	8	0.1	31	0.6	5	0.1
計	4,271	81.0	4,346	79.8	4,166	75.6	4,137	77.4	4,156	73.3
歳入決算額	5,276		5,448		5,508		5,347		5,666	

②経常的経費

人件費は職員定数の適正な管理、扶助費は決算状況から現状維持を、公債費は大型事業実施による借入などで償還額の増加を見込みます。その他の経費は過去の決算状況の推移に加え、物価や労務費の上昇、公共施設老朽化による補修費の増加などを加味した見込みとします。これらの状況から、計画年度ごとに経常的経費に充てることのできる一般財源を26億円と推計します。

〈表2〉令和元年度における経常的経費と一般財源の充当状況 (単位：百万円、%)

区 分	令和元年度決算額		左のうち経常的なもの	うち一般財源充当額
		決算構成比		
1 義務的経費	1,722	32.7	1,690	1,408
人件費	850	16.1	818	783
扶助費	283	5.4	283	69
公債費	589	11.2	589	556
2 その他の経費	2,818	53.4	1,305	1,158
物件費	1,144	21.7	636	537
維持補修費	163	3.1	151	140
補助費等	919	17.4	409	399
繰出金	386	7.3	109	82
その他	206	3.9	0	0
計	4,540	86.1	2,995	2,566
歳出決算額	5,272		歳出の決算額に占める割合	経常収支比率
(参考) 投資的経費	732	13.9	56.8	74.0

※ 令和元年度における財政構造の弾力性の度合いを見る経常収支比率

$$74.0\% = \frac{\text{〈表2〉経常経費に充てた一般財源 } 2,566 \text{ 百万円}}{\text{〈表1〉経常一般財源 } 3,468 \text{ 百万円}}$$

(2) 計画事業の充当可能財源

実施計画の事業規模設定に当たり、各種施策に充てることのできる一般財源を9億円とし、不足する財源は特定目的基金や地方債の活用など、特定財源の確保に努めます。

$$\text{一般財源の総額 } 35 \text{ 億円} - \text{経常経費充当一般財源 } 26 \text{ 億円} = \text{計画年度毎に充当できる一般財源限度額 } 9 \text{ 億円}$$

- 実施計画期間(令和3年度～12年度)の財源は、事業の実施に支障のないように毎年度精査することとします。

第6次総合計画・当初計画の規模の設定

実施計画は、社会情勢の変動や制度改正などに対応できるよう、3年間の計画を策定し、毎年度見直すローリング方式とします。当初計画(令和3年度～令和5年度)の規模は次のとおりです。

当初計画 10,016,773千円

まちづくりの基本目標	事業費 (千円)	財 源 内 訳 (千円)			
		国道支出金	地方債	その他	一般財源
1. 人と自然が調和する 快適で安全なまち	3,837,213	522,295	442,800	160,355	2,711,763
1. 環境保全・環境衛生の推進	1,334,430	81,500	121,000	57,900	1,074,030
2. 道路・交通網等の整備	1,173,960	263,600	150,800	16,500	743,060
3. 住宅の整備	388,100	171,045	171,000	46,055	0
4. 土地の有効利用	93,570	0	0	0	93,570
5. 消防体制の充実	695,013	0	0	0	695,013
6. 防災体制の充実	33,190	6,150	0	0	27,040
7. 交通安全・防犯対策の推進	29,400	0	0	0	29,400
8. 情報化の推進	87,900	0	0	39,900	48,000
9. 消費生活対策の推進	1,650	0	0	0	1,650
2. 地域産業の新たな飛躍へ 挑戦するまち	1,247,740	235,180	85,800	15,650	911,110
1. 農業の振興	459,730	159,780	6,000	3,000	290,950
2. 林業の振興	132,540	48,900	0	4,150	79,490
3. 商工業の振興	139,200	0	57,500	0	81,700
4. 観光の振興	363,630	0	4,800	0	358,830
5. 新たな産業の振興	132,000	25,000	17,500	8,500	81,000
6. 就労対策・勤労者福祉の充実	20,640	1,500	0	0	19,140
3. 次代を生き抜く力と 豊かな心を育むまち	1,214,660	76,346	6,600	94,400	1,037,314
1. 幼児教育の充実	194,800	13,980	0	30,000	150,820
2. 学校教育の充実	573,320	61,466	0	63,500	448,354
3. 社会教育の充実	64,650	900	0	0	63,750
4. 芸術・文化活動の推進	151,000	0	0	0	151,000
5. スポーツ活動の推進	230,890	0	6,600	900	223,390
4. 健やかに安心して 暮らせるまち	3,105,800	913,822	90,000	61,734	2,040,244
1. 健康づくり・医療の充実	939,430	900	90,000	3,000	845,530
2. 子育て環境の充実	161,850	96,530	0	300	65,020
3. 高齢者支援の充実	372,340	104,982	0	46,434	220,924
4. 障がい者支援の充実	721,710	528,750	0	6,000	186,960
5. 地域福祉の充実	48,590	0	0	4,500	44,090
6. 社会保障の充実	861,880	182,660	0	1,500	677,720
5. みんなでつくる 自立したまち	611,360	9,200	3,000	161,610	437,550
1. 住民参画のまちづくりの推進	92,420	0	3,000	0	89,420
2. 関係人口の創出	67,010	1,500	0	0	65,510
3. 行政経営の充実	451,930	7,700	0	161,610	282,620

第7章 SDGsの推進

1. SDGsの推進

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成27年9月の国連サミットで採択された「2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標」で、17の目標と169のターゲットから構成されます。

日本においても、国が「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、積極的な取り組みを奨励しています。SDGsの目指す目標については、スケールは違うものの、美深町が目指すまちづくりに共通するものであり、総合計画の推進に当たっては、これらを関連付けながら推進します。

国際的な地方自治体の連合組織UCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たし得る役割を次のとおり示しています。

目標	目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>

目標	目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p>【目標5】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>【目標6】 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【目標7】 全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>【目標9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【目標11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>

目標	目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p>【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>【目標16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO / NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

2. 主要施策とSDGsの17の目標

基本計画で定める主要施策とSDGsの17目標との関連性は下表のとおり。

基本目標	政策	主要施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1 人と自然が調和する快適で安全なまち	1 環境保全・環境衛生の推進	(1) 環境保全の推進						●									●			
		(2) 生活環境の充実																		
		(3) 水道施設の適正な維持管理																		
		(4) 下水道施設の適正な維持管理																		
		(5) ごみの減量化と施設の維持管理																		
	2 道路・交通網等の整備	(1) 公共交通の確保																		
		(2) 道路整備の推進																		
		(3) 人にやさしい道づくり																		
	3 住宅の整備	(1) 良好な住環境の整備推進																		
		(2) 公営住宅等の適切な維持・管理の推進																		
	4 土地の有効利用	(1) 計画的な土地利用の推進																		
		(2) 公園・緑地の整備																		
	5 消防体制の充実	(1) 消防力・救急体制の強化と救命の連鎖促進																		
		(2) 予防・災害弱者対策の推進																		
	6 防災体制の充実	(1) 防災体制の充実																		
		(2) 危機管理体制の強化																		
		(3) 地域防災力の強化																		
(4) 治山・治水事業の推進																				
7 交通安全・防犯対策の推進	(1) 交通安全対策の推進																			
	(2) 防犯対策の推進																			
8 情報化の推進	(1) 多様な情報提供の充実																			
	(2) 高速情報通信網の活用																			
	(3) 情報セキュリティ対策の強化																			
9 消費生活対策の推進	(1) 消費生活対策の強化																			

基本目標	政策	主要施策	1 平和と正義	2 質の高い教育をみんなに	3 持続可能な開発のための教育	4 働きがい、経済成長、雇用	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 持続可能な産業を創出しよう	9 産業とインフラの力強い持続可能な開発を実現	10 人や国を超えて公正で包摂的な成長を促進しよう	11 持続可能な都市とコミュニティを創出しよう	12 持続可能な消費と生産を実現しよう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で包摂的な社会を	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
2 地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち	1 農業の振興	(1) 担い手の育成確保		●						●										
		(2) 環境保全と多様性を高める農業の推進		●							●									
		(3) 経営基盤の安定強化		●							●									
		(4) 生産性向上と魅力ある農業の推進		●							●									
		(5) 農用地の有効利用		●							●									
	2 林業の振興	(1) 森林の保全と育成									●									
		(2) 経営基盤の安定強化									●									
		(3) 森林に親しむ環境づくり									●									
	3 商工業の振興	(1) 経営基盤の安定強化									●									
		(2) 地域経済の活性化の推進									●									
(3) 企業誘致・創業支援の推進										●										
4 観光の振興	(1) 観光推進体制の強化									●										
	(2) 地域資源をいかした新たな観光資源の発掘・育成									●										
	(3) 観光施設等の充実									●										
	(4) 観光情報の発信強化									●										
5 新たな産業の振興	(1) チョウザメの飼育技術の確立と人材の育成・確保									●										
	(2) チョウザメ製品の開発・販路拡大の推進									●										
6 就労対策・勤労者福祉の充実	(1) 雇用の安定と確保									●										
	(2) 労働環境の充実									●										
3 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち	1 幼児教育の充実	(1) 幼児教育・保育の充実								●										
		(2) 子育て支援事業の充実		●							●									
	2 学校教育の充実	(1) 特色ある教育活動の充実									●									
		(2) 学力と体力の向上									●									
		(3) 安心して学べる環境づくり									●									
		(4) 地域と一体となった学校づくりの推進									●									
3 社会教育の充実	(1) 生涯学習環境の充実									●										
	(2) 子ども居場所づくり		●							●										
4 芸術・文化活動の推進	(1) 家庭・地域教育の推進									●										
	(2) 生涯学習環境の充実									●										
	(3) 青少年の健全育成									●										
	(4) 次代を担うリーダーの養成									●										
	(5) 芸術・文化活動の推進									●										
5 スポーツ活動の推進	(1) 歴史資料の保存と伝承									●										
	(2) スポーツによるまちづくりの推進									●										
5 スポーツ活動の推進	(1) スポーツによるまちづくりの推進									●										
	(2) スポーツ施設の充実									●										

基本目標	政策	主要施策	1	2	3	4	5	6	7	8	8	10	11	12	13	14	15	16	17			
4 健康やかに安心して暮らせるまち	1 健康づくり・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 病気の予防と早期発見の推進 (3) 地域医療の確保	●	●	●																	
			2 子育て環境の充実	●	●	●	●					●										
				3 高齢者支援の充実	(1) 高齢者の積極的な社会参加の促進 (2) 地域包括ケアシステムの充実 (3) 高齢者介護・福祉施設の整備 (4) 人材の育成・確保	●	●	●	●	●	●	●										
	4 障がい者支援の充実	(1) 安心して暮らせる環境の整備 (2) 地域生活の基盤確保 (3) ライフサイクルにおける個人支援体制の充実			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		5 地域福祉の充実	(1) 地域福祉の推進 (2) 社会福祉協議会等への活動支援 (3) 地域福祉を担う人材の育成・確保		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			6 社会保障の充実	(1) 国民健康保険の安定的な運営 (2) 後期高齢者医療制度の円滑な運用 (3) 介護保険制度の適正な運営 (4) 国民年金制度の周知・啓発 (5) 生活保護制度の適切な運用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1 住民参画のまちづくりの推進			(1) 住民参画の促進 (2) コミュニティ活動の推進 (3) 男女共同参画の推進 (4) 情報発信・広聴活動の充実				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		2 関係人口の創出		(1) 移住の促進 (2) 多様な交流活動の推進 (3) 国際交流活動の推進 (4) ふるさと会活動の推進 (5) 産学官連携の推進																		
			3 行政経営の充実	(1) 効果的な行政経営 (2) 健全な財政基盤の確保 (3) 職員の資質向上 (4) 適切な公衆施設の管理																		

資 料 編

第6次美深町総合計画の策定経過

■令和元年度（2019年度）

- | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 元. 4. 1～ | 総合計画策定計画庁内協議開始 |
| 5. 24 | 第6次総合計画策定要項・策定委員会設置要綱・策定審議会規則を制定 |
| 6. 27 | 第6次総合計画策定進発式
・任命書交付、職員向け講話（講師 山口町長） |
| 6. 27 | 計画策定支援業務にかかるプロポーザル審査会 |
| 7. 8 | 計画策定支援業務委託契約締結 |
| 8. 22～ | まちづくり意識調査（住民アンケート）実施
・全世帯2,171戸に配布。回収289件（回収率13.3%）
・各種団体43団体に配布。回収30件（回収率69.8%） |
| 9. 2 | 第1回策定審議会、第1回策定委員会
・委嘱状交付、会長選出、町長から会長へ諮問 |
| 11. 15～ | まちづくり懇談会
・自治会・団体・官公庁を対象に実施（10か所 173名出席） |
| 12. 18～ | 美深町まちづくりアンケート実施
・町内の小学5、6年生、中学1、2年生125人に配布。
回収107件（回収率86%） |
| 2. 2. 21～ | 第5次総合計画事業達成状況評価シート作成 |
| 3. 27 | 第2回策定審議会、第2回策定委員会
・美深町関連基礎データ、アンケート結果等報告 |

■令和2年度（2020年度）

- | | |
|---------|----------------------------------------------------|
| 2. 4. 7 | 計画策定支援業務業務委託契約締結 |
| 4. 10～ | 第5次総合計画実施事業達成状況各課ヒアリング |
| 4. 15 | 町長インタビュー |
| 7. 13 | 第3回策定委員会
・第5次総合計画実施事業達成状況の確認、基本構想素案等協議 |
| 7. 27 | 第4回策定委員会
・第5次総合計画実施事業達成状況の確認、基本構想素案等協議 |
| 8. 5 | 第3回策定審議会、第5回策定委員会
・第5次総合計画実施事業達成状況の報告、基本構想素案等協議 |
| 8. 20～ | 策定プロジェクト会議
・5つの専門部会に分かれ、基本計画素案協議 |
| 10. 21 | 第6回策定委員会
・基本計画素案等協議 |
| 10. 23 | 第7回策定委員会
・基本計画素案等協議 |
| 10. 26～ | 実施計画作成 |
| 10. 30 | 第4回策定審議会・専門部会、第8回策定委員会
・3つの専門部会で基本計画素案等協議、中間答申 |
| 11. 12 | 総合計画素案への意見募集
・計画素案の要約版を全戸に配布し意見を募集（意見3件） |
| 11. 13 | 町議会全員協議会
・基本構想・基本計画素案協議 |
| 11. 24～ | 実施計画理事者ヒアリング |
| 11. 26 | 町議会全員協議会
・基本構想・基本計画素案協議 |
| 12. 4 | 第9回策定委員会
・基本構想・基本計画素案協議 |
| 12. 7 | 第5回策定審議会、第10回策定委員会
・基本構想・基本計画素案協議、会長から町長へ答申 |
| 12. 18 | 第4回定例会で基本構想を原案可決 |

諮 問 ・ 答 申 書

美 総 企 第 329 号
令和元年 9 月 2 日

美深町総合計画策定審議会
会 長 越 智 茂 信 様

美深町長 山 口 信 夫

第 6 次美深町総合計画（案）の策定について（諮問）

美深町の特徴を活かし、新たな令和時代に即した発展すべき施策の基本方針を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの推進に向けた、第 6 次美深町総合計画（案）の策定について、貴審議会に諮問します。

令和 2 年 12 月 7 日

美深町長 山 口 信 夫 様

美深町総合計画策定審議会
会 長 越 智 茂 信

第 6 次美深町総合計画について（答申）

令和元年 9 月 2 日付で諮問のありました第 6 次美深町総合計画基本構想並びに基本計画について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、基本計画にそって策定される「実施計画」を十分検討され、まちの将来像『未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深』の実現に向け、努力されることを切望します。

審議会委員・策定委員名簿

■総合計画策定審議会委員【令和元年9月2日委嘱】

会 長 越智 茂信 会長職務代理者 本平 武士

区 分	第1専門部会 (産業振興)	第2専門部会 (保健福祉・教育文化)	第3専門部会 (生活環境・地域づくり行財政)
部会長	一般公募(指導農業士) 山下 義博	美深町文化協会 会長 菅野 勝義	美深自治会連合会 会長 本平 武士
副部会長	美深町商工会青年部 部長 渡部 徹	分野別精通者(元教育委員) 庄司 村尾	美深町行政評価町民委員会副委員長兼 美深町まち・ひと・しごと創生推進会議副会長 佐竹 仁
部 員	北はるか農業協同組合 常務理事 渡辺 幸一 (R2.8.4までは 代表理事組合長 中瀬 省)	連合美深地区連合会 会長 竹内 直樹 (R2.3.26までは 加納宏康)	美深町観光協会 会長 山崎 晴一
〃	北はるか農業協同組合 青年部長 中瀬慎太郎	美深町PTA連合会 副会長 堂前 浩之	美深消費者協会 会長 荒木 久恵
〃	美深林産協同組合 理事 谷口 栄二	美深町青少年育成協議会 会長 齊藤 宏行	美深自治会連合会 女性部会長 清水 節子
〃	美深町商工会 会長 園部 一正	美深幼児センター・父母と先生の会 会長 塩田かすみ	美深消防団 団長 岩村 信雄
〃	美深町商工会 女性部 藤川 幹	美深町社会福祉協議会 会長 越智 茂信	美深町地域安全推進協議会 副会長 馬場 義人
〃	分野別精通者 (元土地改良区理事長) 八巻 等	美深町スポーツ協会 会長 田中 義則	北洋銀行美深支店 支店長 阿部 直人 (R2.3.26までは 長谷川健一)
〃	分野別精通者 (上川北部森林組合 美深支所長) 伊藤 浩明	分野別精通者 (民生委員協議会会長) 岡崎 佳子	一般公募(元美深町商工会青年部長) 小野寺一真

■総合計画策定委員会委員

委員長 町長 山口 信夫					
副委員長 副町長 今 泉 和 司		教育長 草 野 孝 治			
総務課長	川端 秀司	住民生活課長	渡辺美由紀	保健福祉課長	後藤 裕幸
農務課長	山崎 義典	建設水道課長	杉本 力	議会事務局長	玉置 一広
教育次長	望月 清貴	会計管理者	政岡 英司	消防署長	西村 直志

■総合計画策定委員会（プロジェクト員）

部会名	職	氏名	部会名	職	氏名
産業振興	主幹	桜木健一	生活環境	副署長	吉田直茂
	事務局次長	中村稔		副主幹	竹田哲
	所長	森田重樹		主幹	内山徹
	副主幹	元岡友之		主幹	町屋英雄
	副主幹	前田直久		副主幹	川端健
	副主幹	丹伊田和博		副主幹	佐久間新二
	副主幹	紺野哲也		係長	野口良
	係長	村田絵美		係長	勝山晋吾
保健福祉	主幹	小野勇二	地域づくり行財政	主幹	小林一仙
	主幹	池上祐紀子		主幹	中林秀文
	副主幹	中野浩史		副主幹	南坂健尚
	副主幹	渡辺善美		副主幹	田畑部寛
	副主幹	松本直子		副主幹	服部井直
	副主幹	久保始子		副主幹	福神野勝彦
	係長	加藤保昭		係長	神野ひとみ
	係長	渡辺忍介			石川孝弘
教育文化	主幹	大堀裕康		成田剛	
	センター長	中山裕一郎			
	主幹	和田政則			
	副センター長	富田由佳			
	副主幹	野村薫			
	副主幹	榊賢二			
	副主幹	奥山貴弘			
	副主幹	前田貴也			
副主幹	久保元樹				
副主幹	渡辺弘規				

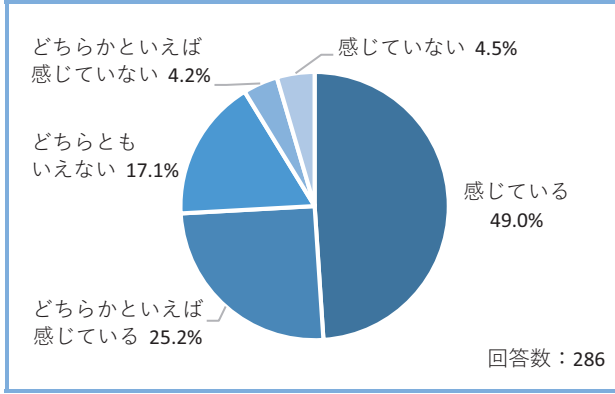
■総合計画策定事務局（総務課企画グループ）

主幹	中江勝規
副主幹	青木吉信
主事	太田敦也

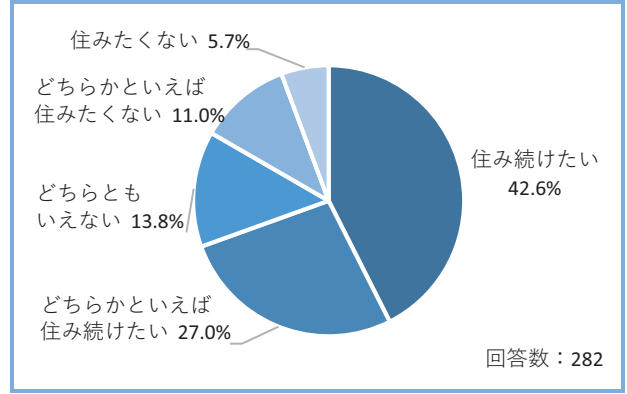
まちづくりアンケート調査結果（抜粋）

■まちへの愛着・定住意向について

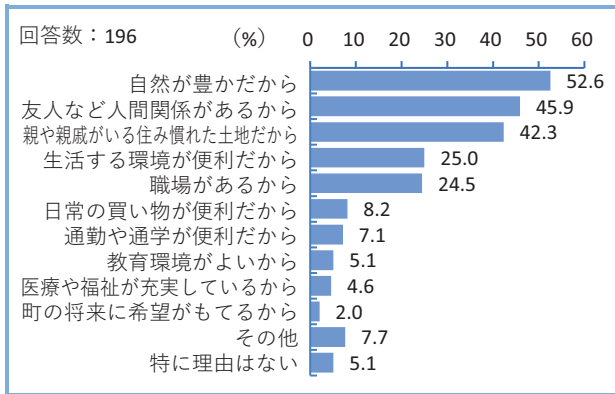
あなたは、美深町に「自分のまち」としての愛着を感じていますか。



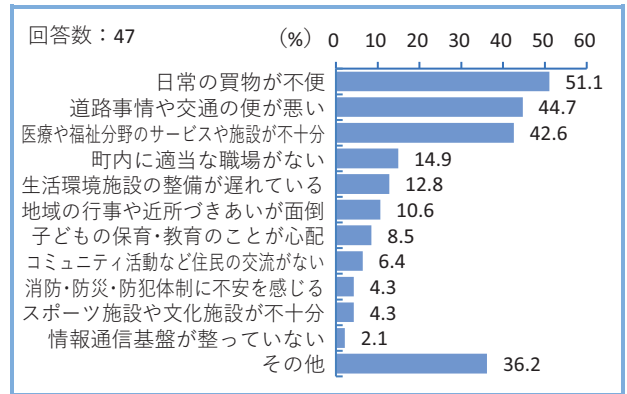
あなたは、今後も美深町に住み続けたいと思いますか。



住み続けたい主な理由は何ですか。（「住み続けたい」と回答した人のみ）

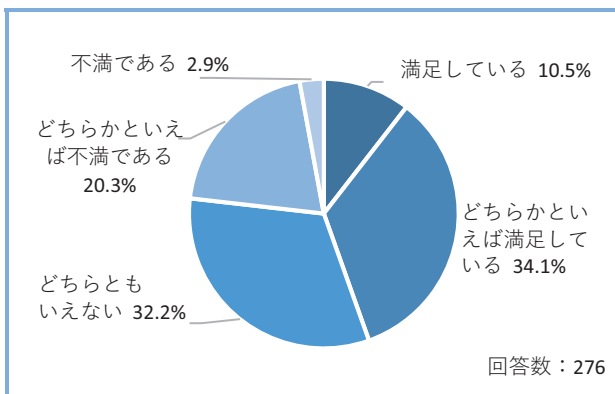


住みたくない主な理由は何ですか。（「住みたくない」と回答した人のみ）



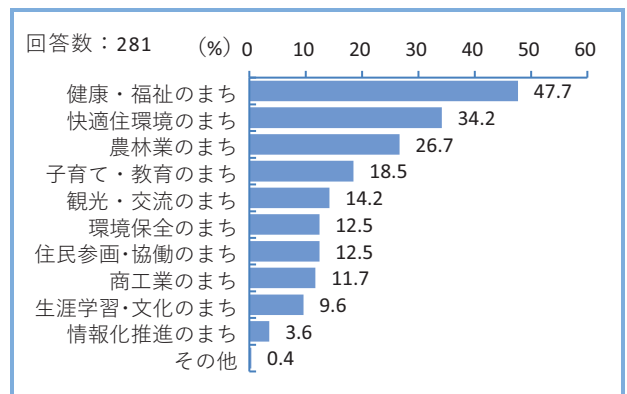
■まちづくりの満足度について

あなたは、全体的にみた美深町のまちづくりに満足していますか。



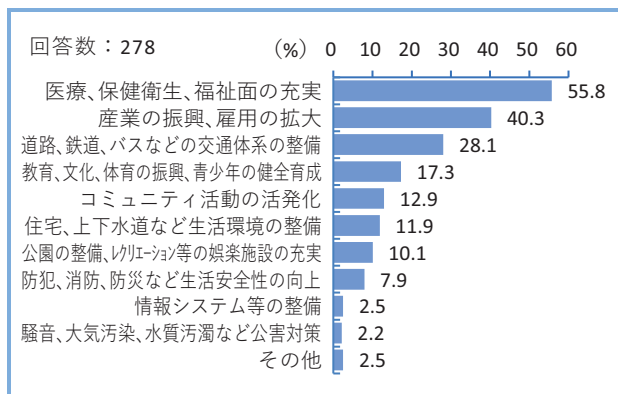
■今後のまちづくりの特色

あなたは、今後のまちづくりにおいて、美深町をどのような特色のあるまちにすべきだと思いますか。

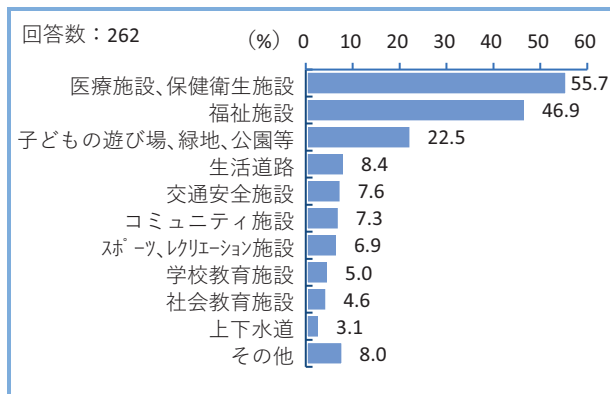


■生活環境について

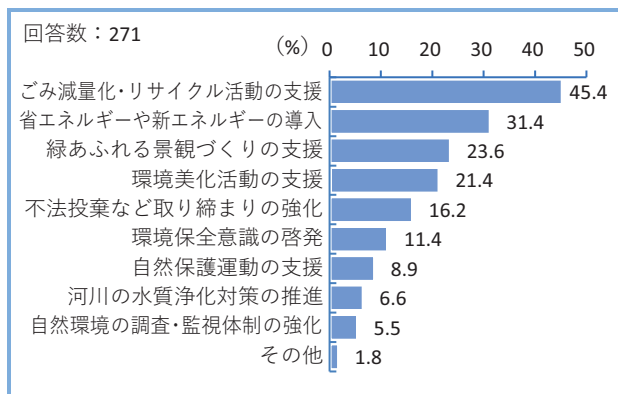
今後、美深町を魅力ある住みよいまちにしていくためには、どのような施策に力を入れるべきだと思いますか。



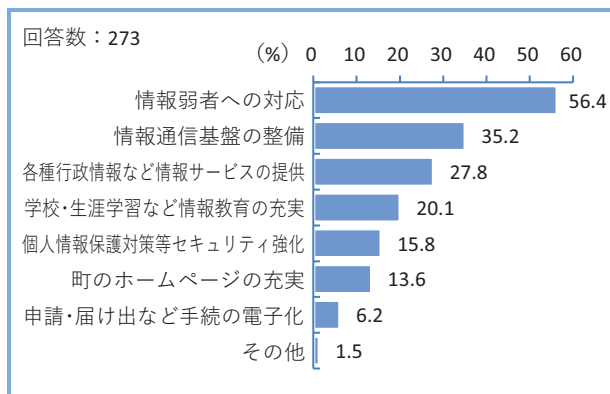
生活関連で特に不足しているもの、または今後どのような整備充実が必要だと思いますか。



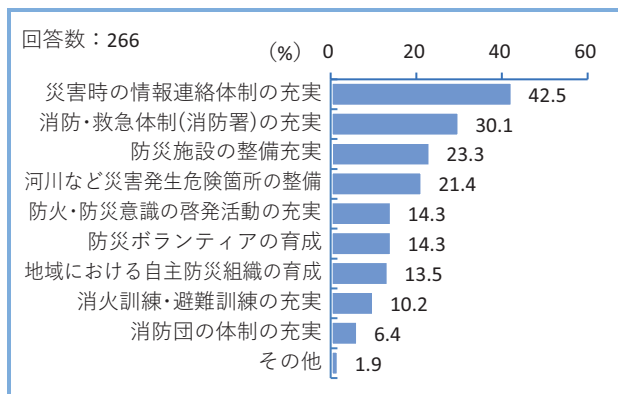
あなたは、地域の自然環境や生活環境を保全するため、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。



あなたは、高度情報化社会に対応するため、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

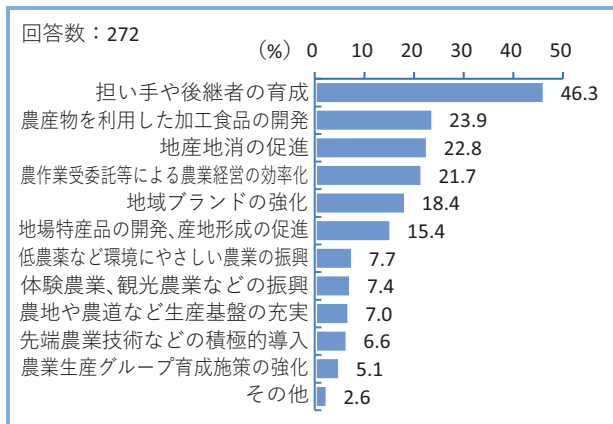


あなたは、町の消防・防災対策について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

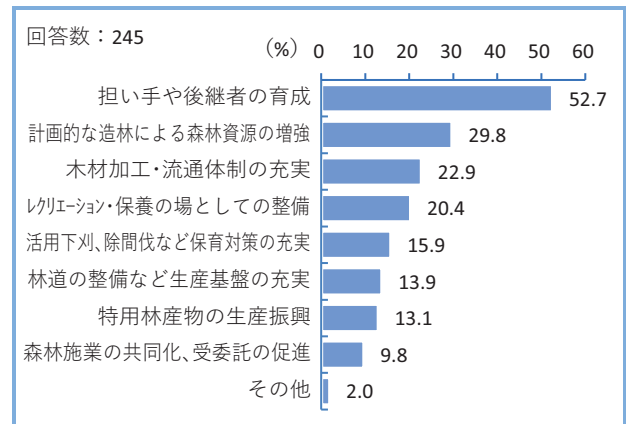


■産業振興について

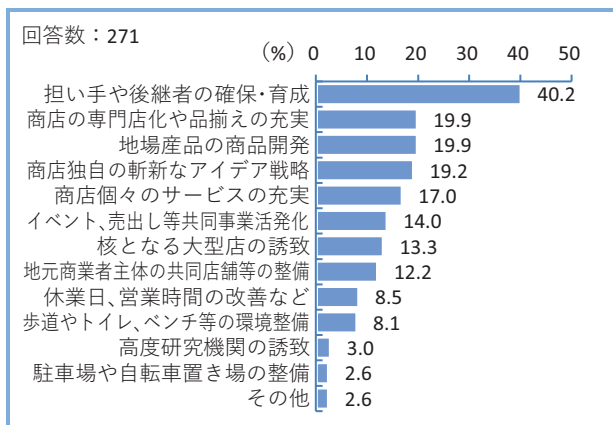
あなたは、町の農業振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。



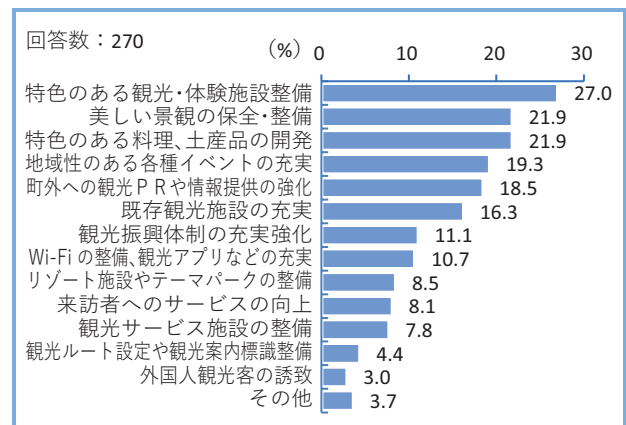
あなたは、町の林業を振興するため、今後どのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。



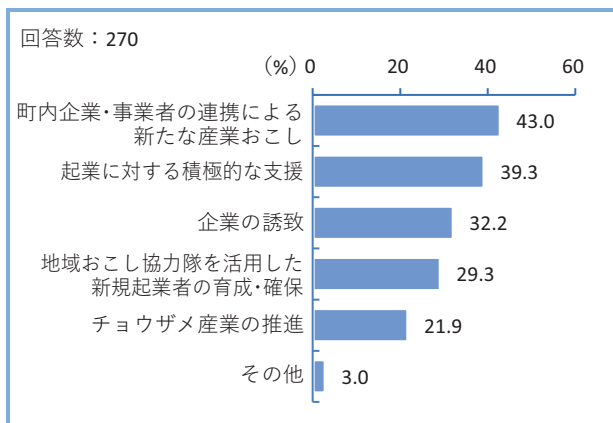
あなたは、町の商工業振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。



あなたは、町の観光を振興するため、今後どのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。

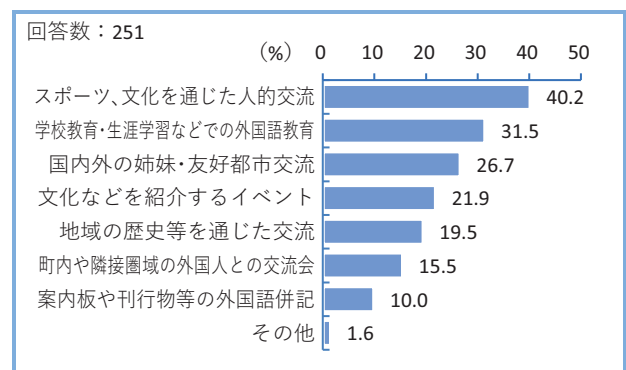


あなたは、町の新たな産業の振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。



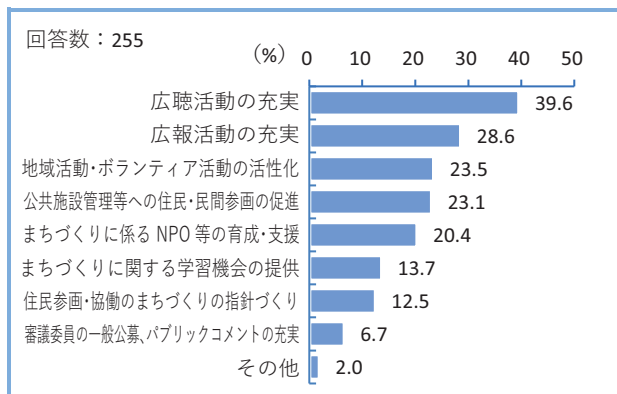
■地域間交流について

あなたは、国内外との交流活動について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

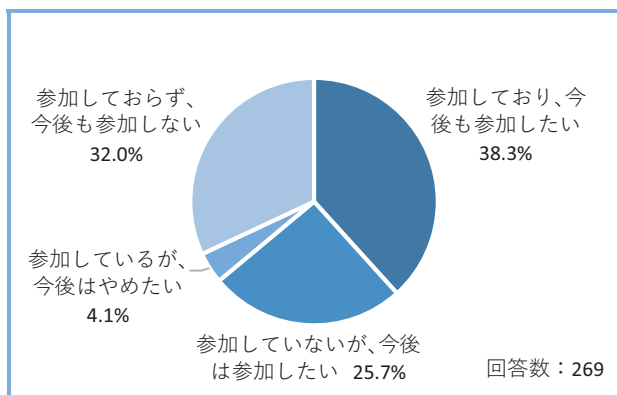


■住民活動等について

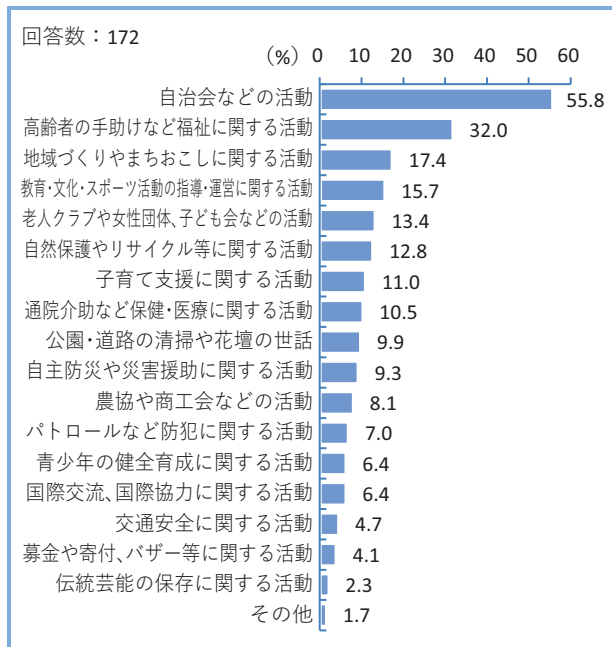
これからのまちづくりは、より多くの住民の皆さんが町政に参画して、課題解決や地域づくりを行う「住民参画・協働のまちづくり」が重要なテーマとなります。あなたは、この「住民参画・協働のまちづくり」を進めるためには、行政に何が必要だと思いますか。



あなたの地域活動・ボランティア活動への、現在の参加状況と、今後の参加意向についておたずねします。



あなたは、今後（今後とも）どのような地域活動・ボランティア活動に参加したいと思いますか。（「参加したい」と回答した人のみ）



第6次美深町総合計画

未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深

発行日／令和3年3月
 編集・発行／美深町総務課企画グループ
 〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町18番地
 TEL(01656)2-1611(代) FAX(01656)2-1626
 ●ホームページ <http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>
 ●Eメール b-kikaku@town.bifuka.hokkaido.jp

未来へ続く
笑顔あふれるまち

美深